

第3章
具体的目標と環境施策

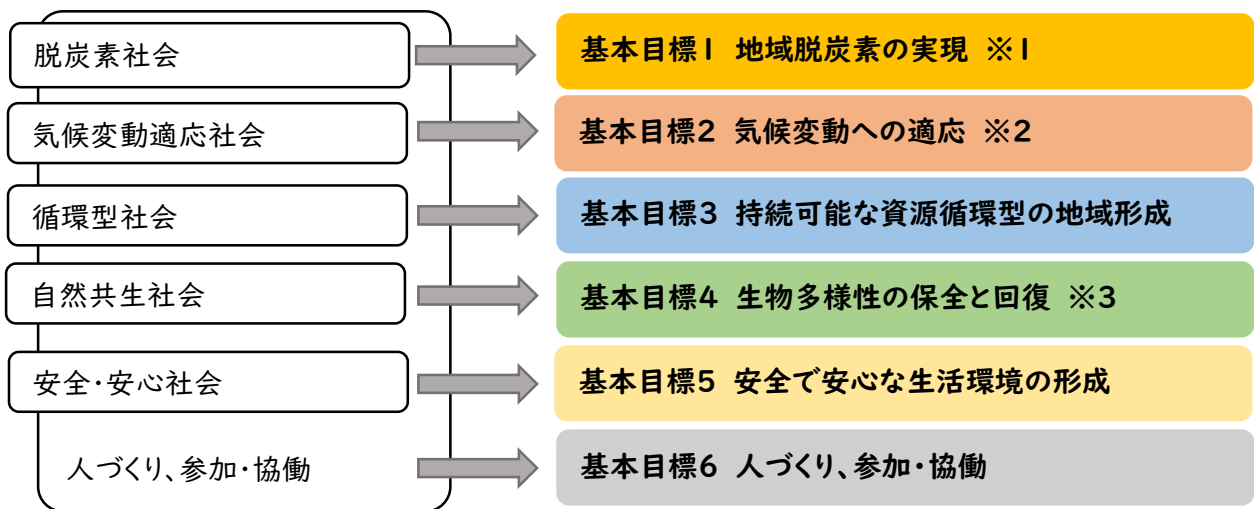
第3章 具体的目標と環境施策

I 環境施策の展開方向

望ましい環境像「みんなで創ろう 越谷の豊かな環境と未来」を実現するため、本計画は5つの社会（「脱炭素社会」、「気候変動適応社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」及び「安全・安心社会」）と、横断的につなぎ推進する「人づくり、参加・協働」分野で構成し、施策を展開していきます。

5つの社会はそれぞれ個別に展開するのではなく、横断的分野である「人づくり、参加・協働」を軸に、5つの社会が連動して動くことで、大きな変化（パラダイムシフト）を生み出すことを目指します。なお基本目標の掲載順は、世界的な環境課題の動向を踏まえ決定しました。

環境施策の展開方向【基本目標】



※1 基本目標1は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成28年法律第50号）第21条第3項に基づく「越谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として位置付けます。

※2 基本目標2は、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第7条第2項に基づく「越谷市気候変動適応計画」として位置付けます。

※3 基本目標4は、「埼玉県東南部地域生物多様性ガイドライン」に基づく「生物多様性こしがやアクションプラン」として位置付けます。

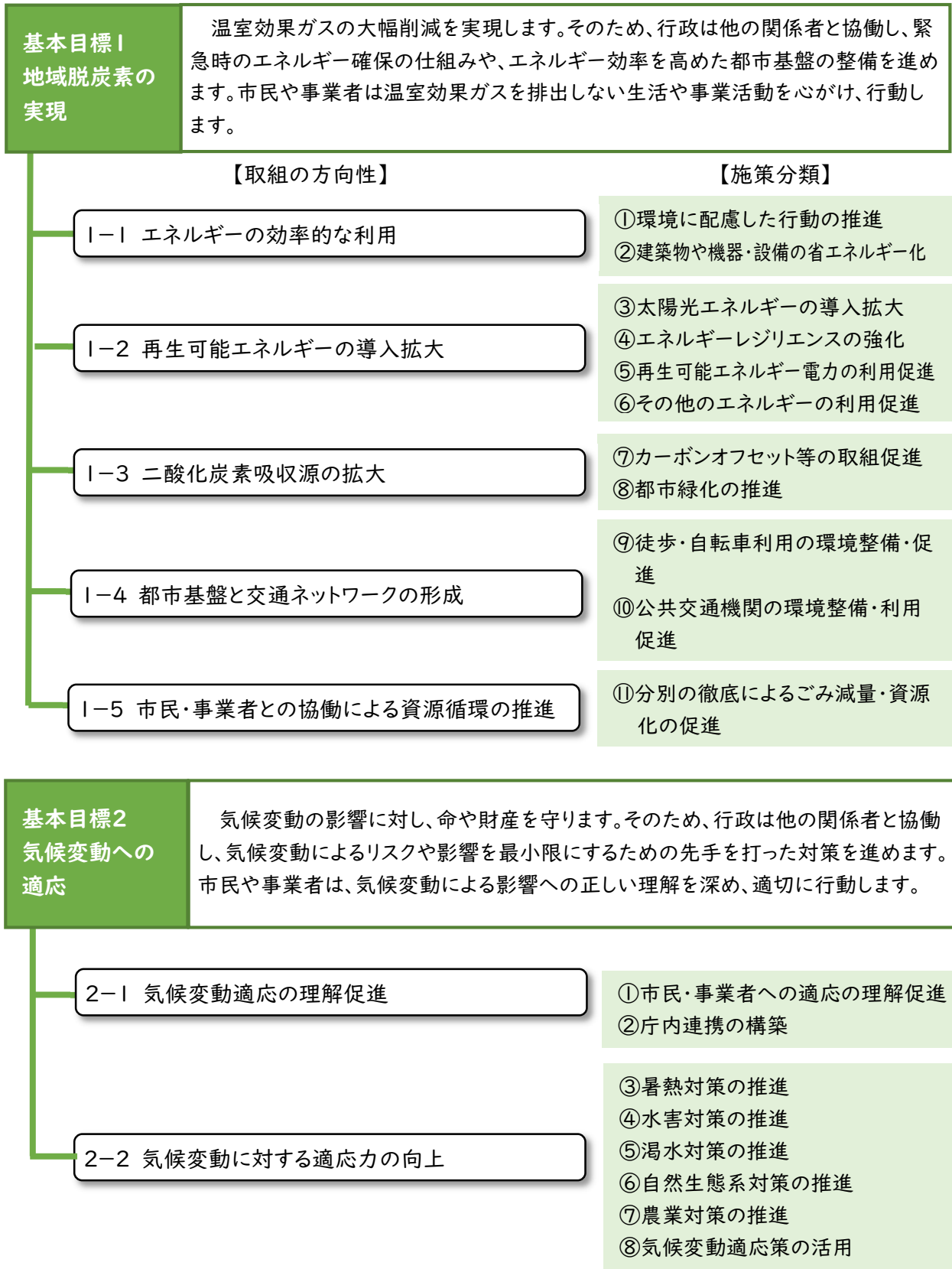
図 6つの基本目標と環境施策の連動イメージ図

2 計画の施策体系

基本目標ごとの具体的目標、取組の方向性、施策分類を以下の通り示します。

【基本目標】

【具体的目標】



**基本目標3
持続可能な資源循環型の地域形成**

資源が適切に循環する社会を構築します。そのため、行政は他の関係者と協働し、ごみの適正処理の推進や地域内での資源循環を進めます。市民や事業者は、資源を大切に生活や事業活動を心がけ、行動します。

3-1 市民・事業者との協働による資源循環の推進

- ①分別の徹底によるごみ減量・資源化の促進【再掲】
- ②地域一体となった資源化の促進

3-2 排出事業者等による主体的なごみ減量・資源化の促進

- ③事業系ごみの減量・資源化の促進
- ④事業者への指導・支援

3-3 新たにごみ収集・処理システムの構築

- ⑤収集・処理システムの検討と環境整備

3-4 産業廃棄物対策の推進

- ⑥産業廃棄物対策の推進

3-5 農産物や食品等の地域内循環の推進

- ⑦農産物の地産地消の推進
- ⑧食品やバイオマス資源の活用

**基本目標4
生物多様性の保全と回復**

多くの動植物が生息する環境を保全し、生物多様性を回復します。そのため、行政は他の関係者と連携し、農地・屋敷林などの緑や河川などの動植物の生息・生育地を保全し、生物多様性の回復を進めます。市民や事業者は、地域の自然への関心を高め、重要性を認識します。

4-1 生きものの減少防止と回復

- ①生きものの減少防止
- ②生きものの回復と維持

4-2 生息環境の維持と回復

- ③生物多様性を育む農地の維持と回復
- ④生きものに配慮した施設整備・管理
- ⑤緑の保全・管理と整備
- ⑥侵略的外来生物対策の実施
- ⑦水質の改善
- ⑧薬剤の使用抑制

4-3 グリーンインフラの整備と活用

- ⑨グリーンインフラの整備・改善
- ⑩生態系ネットワークの形成

4-4 生物多様性の普及の推進

- ⑪生物多様性の普及と支援
- ⑫環境学習の推進

**基本目標5
安全で安心な
生活環境の形
成**

私たちを取り巻く生活環境を適切に保全します。そのため、行政は他の関係者と協働し、測定・監視・指導などを行い、安全で安心な生活環境の形成を進めます。市民や事業者は、暮らしや産業活動によって生活環境を汚染しないよう心がけ、行動します。

5-1 生活環境の保全

- ①大気環境の保全
- ②水質汚濁の防止
- ③騒音・振動
- ④化学物質等
- ⑤悪臭・土壌等

5-2 都市景観の形成と歴史ある景観の保全

- ⑥都市景観の形成
- ⑦水辺や歴史に関わる景観の保全
- ⑧協働によるきれいなまちづくりの推進

5-3 災害に柔軟に対応できるまちづくりの推進

- ⑨エネルギーレジリエンスの強化【再掲】
- ⑩災害廃棄物等処理体制の強化
- ⑪グリーンインフラの活用

**基本目標6
人づくり、参
加・協働**

市内の全ての関係者の参加と協働を促し、一丸となって取り組みます。そのため、行政は他の関係者が行政事業に積極的に参加・協働できる場・仕組み作りを進めます。市民や事業者は環境やSDGsに対する正しい理解を深め、行政事業に積極的に参加・協働します。

6-1 環境・SDGs 教育の推進

- ①学校教育における推進
- ②市民生活や事業活動における推進

6-2 環境・SDGs 活動の推進

- ③イベント・講演会等の実施
- ④連携・パートナーシップの推進

6-3 環境・SDGs に配慮した消費行動の喚起

- ⑤市民のエシカル消費の推進
- ⑥SDGs 金融の拡大支援

3 基本目標ごとの施策展開

基本目標Ⅰ 地域脱炭素の実現

本項は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成28年法律第50号）第21条第3項に基づく「越谷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として位置付けます。

（Ⅰ）具体的目標

温室効果ガスの大幅削減を実現します。そのため、行政は他の関係者と協働し、緊急時のエネルギー確保の仕組みや、エネルギー効率を高めた都市基盤の整備を進めます。市民や事業者は温室効果ガスを排出しない生活や事業活動を心がけ、行動します。

■環境指標



※ 本市では、国や埼玉県目標と足並みを合わせるため、目標指標は「市域からの温室効果ガス排出量」とし、その目標値は国や埼玉県と同値としました。また、国の「地球温暖化対策計画」に準じて、温室効果ガス排出量の基準年度は平成25年度（2013年度）とします。

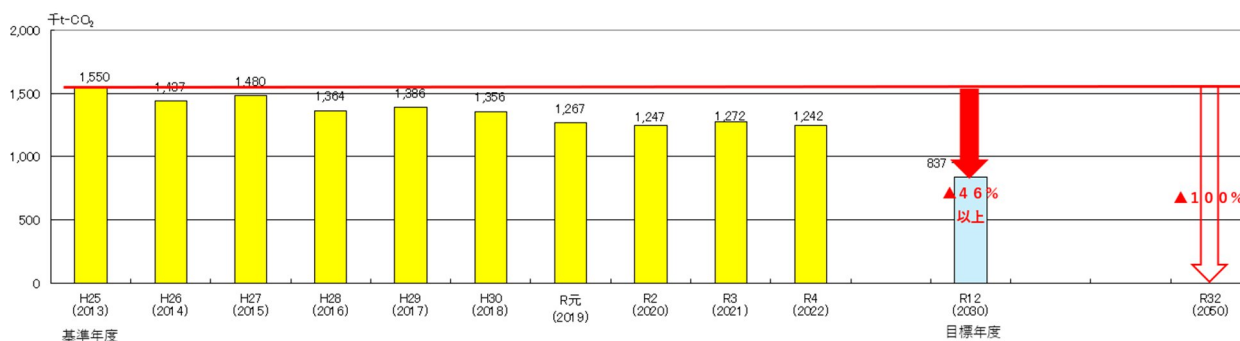


図 市域からの温室効果ガス総排出量の推移と目標設定

出典) 埼玉県温室効果ガス排出量算定報告書（各年度 算定値）

■対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律には、7種類の温室効果ガスが定められています。本市から排出される温室効果ガス排出量の算定対象とする温室効果ガスは、区域に占める排出量の割合や実態を踏まえた算定方法の有無により、二酸化炭素(CO₂)とメタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)の3種類とします。

表 算定対象とする温室効果ガスの種類と主な排出活動

温室効果ガスの種類		主な排出活動
二酸化炭素(CO ₂)	エネルギー起源 CO ₂	化石燃料などの燃焼に伴い発生するもの。他人から供給された電気や熱の使用。
	非エネルギー起源 CO ₂	工業プロセス、一般廃棄物に含まれる廃プラスチックの焼却処分に伴い発生するもの。
メタン(CH ₄)		一般廃棄物の焼却処分、下水処理、稲作に伴い発生するもの。
一酸化二窒素(N ₂ O)		一般廃棄物の焼却処分、下水処理に伴い発生するもの。

■算定対象部門

温室効果ガスのうちエネルギー起源 CO₂ は、部門別に推計を行っています。各部門の内容を下表に示します。

表 エネルギー起源 CO₂ 排出量の各部門の内容

部門名	各部門の内容
産業部門	農林水産業、鉱業、建設業及び製造業を含む部門の産業活動に伴うエネルギー消費からの排出量。
家庭部門	個人世帯での活動に伴うエネルギー消費からの排出量。ここでは自家用乗用車などの運輸部門に関するものは含んでいません。
業務その他部門	産業部門及び運輸部門に属さない企業・法人(主に商業やサービス産業などの第三次産業)の事業活動に伴うエネルギー消費からの排出量。
運輸部門	運輸(自動車、鉄道)に使用されたエネルギー消費からの排出量。

■取組指標

取組指標	現況値 令和6年度 (2024年度)	目標値 令和12年度 (2030年度)
脱炭素社会の認知度	36.5%	42%
長期優良住宅の認定申請件数(総振 ^{※1})	5,155件	6,840件
市の事業・支援による太陽光発電設備の発電容量(総振)	9,974kW	13,350kW
市の事業・支援による蓄電池の蓄電容量(EV含む)	5,484kWh	12,800kWh
持続性の高い緑地面積 ^{※2}	1,398ha	1,445ha
越谷げんき de MaaS ^{※3} 登録者数(総振)	—	35,000人
リサイクル率(総振)	17.5%	25%

現況値の「-」は、新しい取組であるため、現況値が存在しないことを示します。

※1：第5次越谷市総合振興計画後期基本計画に掲げる「まちの達成指標」を示します。

※2：都市公園、公共施設緑地などの施設緑地と生産緑地地区、農用地などを合わせたものの面積とします。

※3：MaaSとは、公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせ、検索・予約・決済を一括で行うサービスのことを指します。

■関連計画

- 越谷市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
- 越谷市一般廃棄物処理基本計画
- 越谷市緑の基本計画
- 越谷市地域公共交通計画

■取組が貢献するSDGsの該当ゴール



(2) 施策展開

具体的目標の達成に向けて、エネルギー消費を抑えること、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換を進めること、公共交通や自転車・徒歩を中心としたまちづくりを進めること、二酸化炭素の吸収源となる森林の保全や緑化を進めること、ごみの処理から発生する温室効果ガス排出量を削減するためにごみの発生抑制を進めることが必要となることから、次の5つの取組の方向性に基づき、施策を展開します。

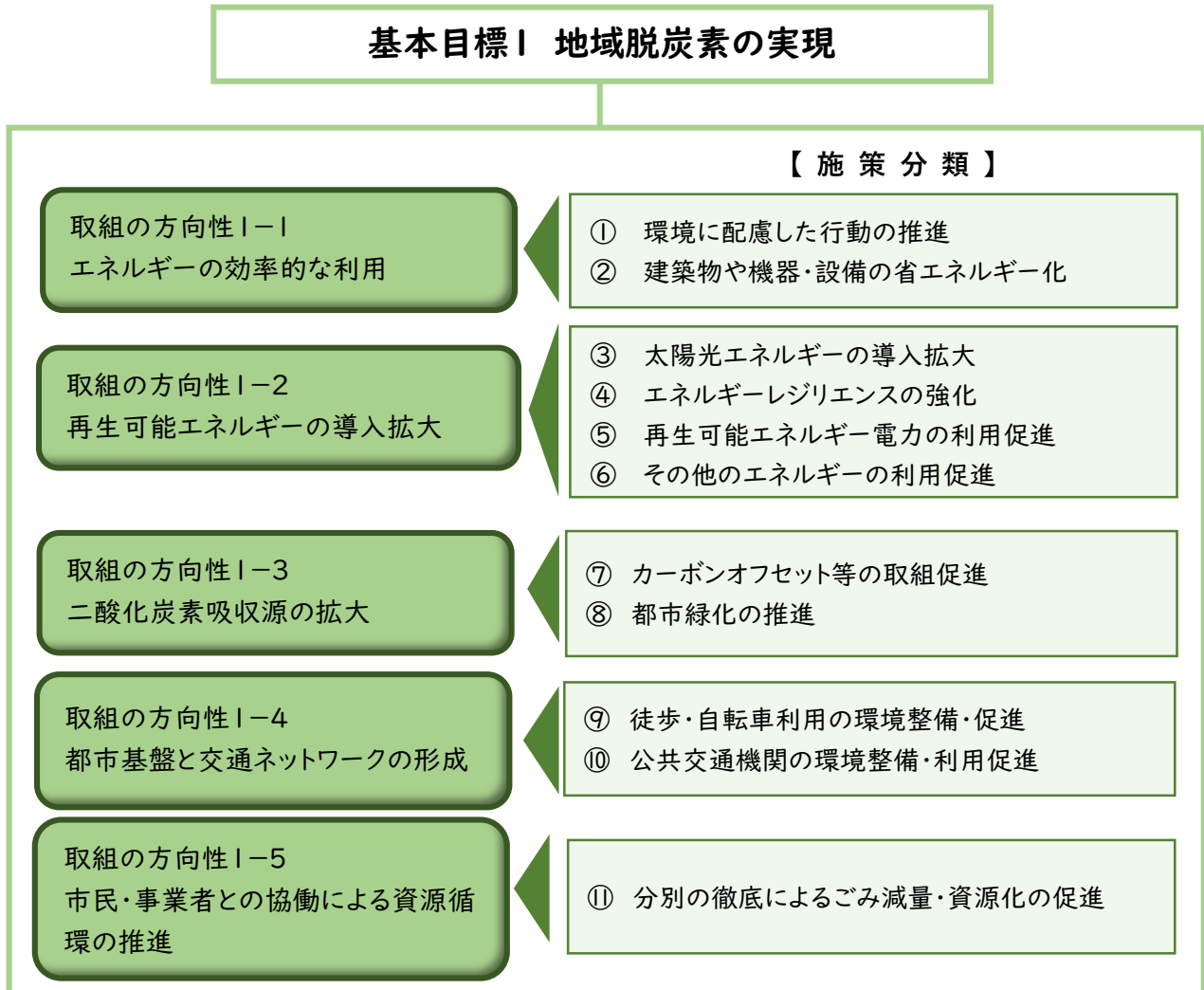


図 施策展開の体系図

取組の方向性Ⅰ-Ⅰ エネルギーの効率的な利用

市民・事業者・行政のすべての主体が環境に配慮した行動をとり、エネルギー消費の削減を図ります。

① 環境に配慮した行動の推進

市民や事業者が環境に配慮した行動が行えるよう、市は市民や事業者に対し、地球温暖化の理解を促進します。具体的には、市は地球温暖化に対する学校や地域での地球温暖化に関する情報や知識が得られる学習会などの開催とともに、事業者向け環境認証制度の普及啓発を行います。また、国が実施する、脱炭素につながる行動変容を促す国民運動「デコ活」に市民や事業者が取り組めるよう、関連した情報の普及や機会の提供を行います。

取組項目	実施施策	担当課
地球温暖化の理解促進	学校・地域での地球温暖化に関する学習会の実施	環境政策課
	事業所向け環境認証制度の普及啓発	環境政策課
「デコ活」の推進	環境負荷の少ない製品・サービスの選択（グリーン購入等）の実施・普及	環境政策課
	環境に配慮したライフスタイルの選択・省エネルギー行動の普及	環境政策課

コラム：デコ活

「デコ活」とは、「2050年カーボンニュートラル」に向け令和4年(2022年)10月に発足した、脱炭素につながる行動変容・ライフスタイルの転換を行うことを推進する国民運動です。

デコ活は二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を組み合わせた造語で、デコ活を推進する行動として、省エネの推進、ごみの分別、食品の食べきり、公共交通や自転車を活用した移動の推進など、環境にやさしい計13種類のアクションが位置付けられています。

本市も同取組に賛同し、令和5年(2023年)12月1日に「デコ活宣言」を行いました。

た。



出典) 環境省

② 建築物や機器・設備の省エネルギー化

建築物や機器・設備の省エネルギーを促進するため、市は市民や事業者に対し普及啓発を行います。これまで市が実施してきた長期優良住宅の普及に加え、近年導入が進んできたネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)の普及啓発や、省エネルギー設備・機器などの情報提供を行い、市民や事業者による省エネルギー型建築物や機器・設備の転換を促進します。また、市の率先行動として、公共施設への省エネルギー設備の導入を促進するほか、市域の建築物の省エネルギーが進むよう、既存建築物のリフォームの支援なども行います。

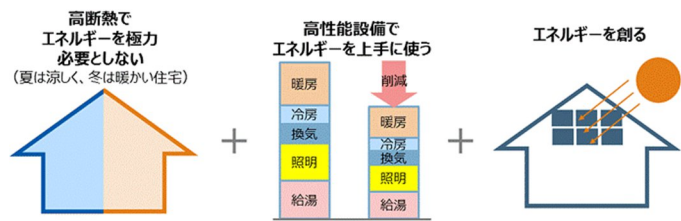
取組項目	実施施策	担当課
建築物・設備等の省エネルギー化の普及啓発	長期優良住宅の普及促進	建築住宅課
	省エネルギー機器の導入・利用の啓発	環境政策課

取組項目	実施施策	担当課
行政における導入と支援等	公共施設への環境負荷の少ない省エネルギー設備の導入促進	環境政策課・全庁
	省エネルギーリフォームの支援	経済振興課

コラム：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）

ZEHとは、「外皮の断熱性能などを大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅」です。国は令和12年度(2030年度)以降新築される住宅について、ZEH水準の省エネルギー性能の確保を目指しています。また、ZEHとして認められると、国等から補助金を受けることも出来ます。

ZEHはエネルギー消費量が削減できるだけでなく、居住している間の光熱費を抑えることができ、高断熱化によって住宅内の温度差が小さくなるためヒートショックのリスクを低減するなど安全で快適な暮らしが可能となります。



出典) 経済産業省資源エネルギー庁

取組の方向性1-2 再生可能エネルギーの導入拡大

市民・事業者・行政のすべての主体が、太陽光発電設備の設置や再生可能エネルギー電力の利用を促進し、蓄電池の設置により災害時におけるエネルギーレジリエンスが強化できるよう、再生可能エネルギーなどの導入拡大を進めます。

③ 太陽光エネルギーの導入拡大

市域においてポテンシャルを有する太陽光エネルギーを電気に転換し、市域内で活用していきます。そのため、市では住宅用太陽光発電への補助に加え、市内での太陽光エネルギーの活用がより一層進むよう、事業者への補助を実施します。また、市の率先行動として、公共施設への太陽光発電設備の導入を進めます。

取組項目	実施施策	担当課
住宅等への導入拡大	家庭への太陽光発電設備設置の推進	環境政策課
	事業者への太陽光発電設置の推進	環境政策課
公共施設への導入拡大	公共施設への太陽光発電設備の設置	環境政策課・全庁

④ エネルギーレジリエンスの強化

平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故では、これまでの大規模集中型のエネルギーシステムによる電力の供給体制の柔軟性の欠如が浮き彫りとなる一方、これを補完する分散型エネルギーシステムの有効性が認識されました。また、令和元年

(2019年)に上陸した台風15号の被害により長期間の停電が発生した地域があり、日常生活や経済活動に大きな影響を与えました。こうした被害を想定し、市では住宅や公共施設への蓄電池の設置、公用車の電気自動車への転換、事業者との連携などにより、災害時におけるエネルギー確保に努めます。

市は、蓄電池設備を導入する市民や事業者に対して補助金を交付しています。今後もこれら制度の活用を通じ、市内に蓄電池の設置を進めます。

取組項目	実施施策	担当課
蓄電池の導入 拡大	家庭への蓄電池設置の推進	環境政策課
	事業者への蓄電池設置の推進	環境政策課
	公共施設への蓄電池設置の促進	営繕課・全庁
	公用車への電動車(EV、PHEV)導入推進	環境政策課・全庁
	電動車(EV、PHEV)普及支援(充電スポット設置、導入補助実施)	環境政策課
災害時における再生可能エネルギーの活用	避難場所への太陽電池式照明灯などの設置	危機管理室
	電動車(EV、PHEV)等と公共施設・太陽光発電設備との連携の検討	環境政策課・全庁
事業者との連携強化	災害時の再生可能エネルギー電力の提供に向けた取組促進	環境政策課・ 危機管理室

⑤ 再生可能エネルギー電力の利用促進

平成28年(2016年)4月に電力の小売全面自由化により、市民や事業者が使用する電力会社を選べるようになりました。小売電気事業者の中には、再生可能エネルギーの割合が高い電力を販売する事業者も存在します。市民や事業者が再生可能エネルギーの割合の高い電力メニューへ切り替えることにより、市域で利用する電力の温室効果ガス排出量を削減することができます。市は、市民や事業者による再生可能エネルギー電力への転換を促進するため、エネルギーに関する理解を深めるほか、市の率先行動として、公共施設への再生可能エネルギー電力の導入を進めます。

取組項目	実施施策	担当課
再生可能エネルギー電力の利用拡大	公共施設への再生可能エネルギー電力の調達	環境政策課
	他地域と連携した再生可能エネルギーの供給の検討	環境政策課

⑥ その他のエネルギーの利用促進

その他の環境負荷の小さいエネルギー源を有効活用していくため、市では、東埼玉資源環境組合第一工場の余熱利用を継続していきます。

取組項目	実施施策	担当課
その他のエネルギーの利用推進	東埼玉資源環境組合第一工場の余熱等の活用	農業振興課・ スポーツ振興課・ 高齢福祉課

取組の方向性 1-3 二酸化炭素吸収源の拡大

市民・事業者・行政のすべての主体が、国内の森林保全につながる行動や市域の緑化につながる行動をとり、二酸化炭素吸収源の拡大を図ります。

⑦ カーボンオフセット等の取組促進

森林面積が国土の約3分の2を占める日本では、二酸化炭素を吸収する森林の保全は有効な温暖化対策となります。森林は、二酸化炭素の吸収源としての機能のほか、土砂流出・山地崩壊防止、水源かん養など、さまざまな機能を有していますが、戦後に植林された人工林を中心に多くは適切な管理がされず、放置・荒廃が進む恐れがあります。

国内の森林を保全するため、市は国産材利用の推進や、森林保全を目指した木育や森林環境教育を推進していきます。同時に、市に適用可能なカーボンオフセットの取組を実施します。

取組項目	実施施策	担当課
二酸化炭素吸収源となる森林の保全	木材利用の推進	営繕課・環境政策課・全庁
	森林保全を目指した木育・森林環境教育の推進	環境政策課
	カーボンオフセットの取組の実施	環境政策課

コラム：本市の森林保全の考え方について

■ 森林環境譲与税の活用

我が国の森林を支える仕組みとして、森林環境譲与税が創設され、令和元年(2019年)から運用が開始されました。本市でも森林環境譲与税の活用について、令和元年(2019年)10月に基本的な考え方を決めました。令和7年(2025年)9月に実態を踏まえた方針の見直しを行い、令和8年(2026年)から以下の方針に基づき運用を行うこととしています。

(森林環境譲与税の使途に関する基本的な考え方) ※一部抜粋

本市では、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の趣旨に則り、市域内に森林がない地域性を勘案して「国産木材の利用促進」、「森林保全に向けた普及啓発」及び「他自治体と連携した森林整備」を森林環境譲与税の使途の基本的な考え方とする。また、譲与された森林環境譲与税は、「森林環境譲与税基金」に積み立てを行うなど有効的に活用する。

(1) 国産木材利用の促進

① 公共施設等における木造化・木質化、木造部拡張の推進

公共施設等を整備する際には、木材の利用について検討し、木造化や内装木質化に努める。

② 埼玉県産(国産)木材物品の調達

公共施設内の什器や備品等については、木材を利用し製作された物の導入に努める。

(2) 森林保全に向けた普及啓発

森林整備及び木材利用の重要性や、森林の多面的機能について、各種イベントや出張講座等で普及啓発を実施する。

(3) 他自治体と連携した森林整備

他自治体と連携した森林整備を実施するとともに、森林を活用した自然体験を伴う交流事業を推進する。

⑧ 都市緑化の推進

森林だけでなく都市部の緑地も二酸化炭素の吸収源となります。持続性の高い緑地として公園や公共施設の整備や維持管理、身近な緑地の保全などに取り組みます。また、公共施設の緑化推進にあたっては、埼玉県「生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準」を参考に在来種を選ぶなど生物多様性に配慮します。

取組項目	実施施策	担当課
持続性の高い緑地面積の確保	都市基幹公園の整備・維持管理	公園緑地課
	住区基幹公園の整備・維持管理	公園緑地課
	公共施設の緑化促進	営繕課・全庁
	まちの整備に関する条例に基づく緑化及び公園等の整備・指導	公園緑地課
	環境保全区域の啓発	環境政策課

取組の方向性Ⅰ-4 都市基盤と交通ネットワークの形成

都市基盤と交通ネットワークの形成のため、徒歩・自転車利用の促進及び公共交通機関の環境整備を行います。

⑨ 徒歩・自転車利用の環境整備・促進

本市の起伏の少ない平坦な地形を活かし、市は市民や事業者の徒歩や自転車の利用を促進します。また、自転車通行空間の整備や駐輪場の確保、自転車の走行・駐輪マナーの向上により、こどもから高齢者まで誰もが利用できる身近な移動手段として定着させます。

取組項目	実施施策	担当課
自転車通行環境等の整備	駅前周辺の放置自転車対策の実施、駐輪場整備促進	危機管理室
	自転車利用マナーの向上	危機管理室
	自転車通行空間の整備	道路建設課
	自転車利用の促進	都市計画課

⑩ 公共交通機関の環境整備・利用促進

公共交通の維持・充実や交通結節点の機能強化、公共交通の利用促進などにより、利便性が高く持続可能な交通ネットワークの形成に取り組みます。具体的には、鉄道とバス、タクシーとのアクセスの円滑化、サイクルアンドバスライド駐輪場の活用、越谷市 MaaS の開発と市民の利用登録に向けた周知などにより、市民の通勤、通学や買い物などさまざまな機会での公共交通の利用を促進します。

取組項目	実施施策	担当課
公共交通の維持・充実	公共交通の維持・充実	都市計画課



こしがや公共交通ガイドマップ

本市では、公共交通を確保・維持するために、みんなで公共交通を利用し、乗って、守り、育てることを目的に、市内で運行している鉄道、路線バス、タクシーなどについて、総合的にご案内する「こしがや公共交通ガイドマップ」を作成・配布しています。

取組の方向性 1-5 市民・事業者との協働による資源循環の推進

ごみの処理から発生する温室効果ガス排出量を削減するために、ごみの発生抑制を進めます。

① 分別の徹底によるごみ減量・資源化の促進

温室効果ガスは、ごみの処理（焼却処理や埋立）からも排出されます。そのため、ごみの減量や資源化を進めることで、温室効果ガスの発生を抑制することができます。ごみの減量や資源化を推進するためには、排出者である市民・事業者それぞれが、自らの責任を意識し行動することが重要です。

そこで、市は減量・リサイクルに関する普及啓発、先進的な取組事例の情報発信、ごみ分別アプリの活用、ごみの出し方の周知をすることなどにより、市民の意識を高め、これまで以上にごみの減量と分別の徹底を図ります。さらに、マイクロプラスチックの海洋への蓄積が世界的な課題となっていることを受け、プラスチックごみの発生抑制やプラスチック・スマートの推進を図ります。

また、食品ロスを削減するために、市民には消費者としての適正量購入などの取組と、消費期限、賞味期限などの正しい認識を、事業者には量り売りや小分け売り、食品ロス削減キャンペーン実施などの取組を進めていきます。

取組項目	実施施策	担当課
ごみと資源の分別の徹底	ごみ減量・リサイクルの啓発	資源循環推進課
	ごみ分別アプリ等の活用	資源循環推進課
生ごみの減量	生ごみ削減の3キリ運動の推進	資源循環推進課
プラスチックごみの発生抑制	プラスチック・スマートの推進	資源循環推進課
行政による減量・リサイクルの推進	排出・収集方法の検討	資源循環推進課
	4Rの推進に関する普及啓発の継続	資源循環推進課
食品ロスの削減	家庭における食品ロスの削減	資源循環推進課
	食品ロスの削減に関する普及啓発の強化	資源循環推進課
	フードドライブ等による未利用食品の有効活用（回収拠点の拡充、災害救助物資の有効活用など）	資源循環推進課

基本目標 2 気候変動への適応

本項は、気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）第7条第2項に基づく「越谷市気候変動適応計画」として位置付けます。

（1）具体的目標

気候変動の影響に対し、命や財産を守ります。そのため、行政は他の関係者と協働し、気候変動によるリスクや影響を最小限にするための先手を打った対策を進めます。市民や事業者は、気候変動による影響への正しい理解を深め、適切に行動します。

■環境指標 取組指標を総合的に評価します。

■取組指標

取組指標	現況値 令和6年度 (2024年度)	目標値 令和12年度 (2030年度)
気候変動適応に関する出前講座等の回数	2回	3回
気候変動適応センター ^{※1} の設置	0件	1件
猛暑日数当たりの熱中症救急搬送人数	6.3人/日	6.2人/日
雨水貯留施設の整備 ^{※2} (総振)	0か所	1か所
市の事業による雨水利用施設整備	33か所	35か所
気候変動適応に関する事業者への情報発信	4回	8回

※1：地域における気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析、提供、技術的助言を行う拠点のこと。

※2：浸水被害の軽減を図るため、せんげん台駅東口に雨水貯留施設の整備を目標とします。

■関連計画

- 越谷市地域防災計画
- 越谷市中小企業振興計画

■取組が貢献する SDGs の該当ゴール



■本市における温暖化の影響

本市で既に顕在化している、または将来生じることが予想されている温暖化の影響を以下に示します。

○熱中症、暑熱による生活への影響

- ・ 近年、気温の上昇により猛暑日が増加しています。それに伴い熱中症搬送者数も増加傾向にあります(14頁の図参照)。
- ・ 今後、熱中症搬送者数はさらに増加(県内では、令和12年(2030年)に平成19年(2007年)の1.7倍、令和82年(2100年)に3倍)し、超過死亡(ある疾患による総死亡が気温の上昇によって増加した指数)者も増加するとされています。

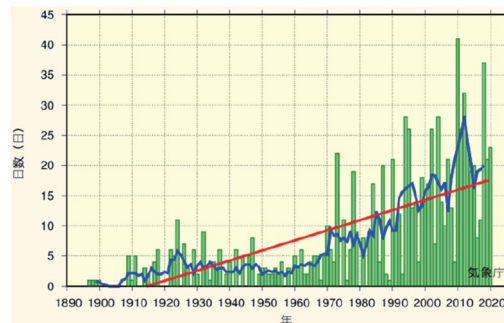


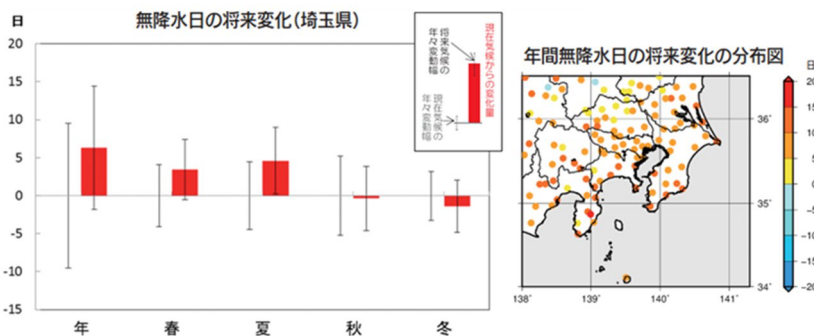
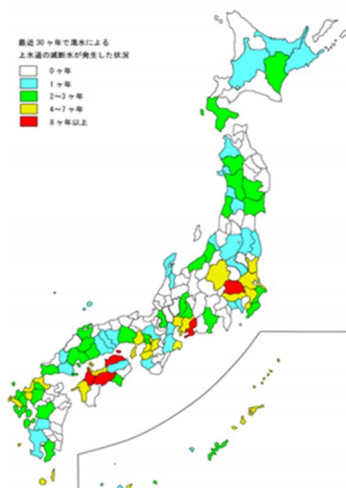
図 猛暑日数の推移(熊谷地方気象台)
出典「埼玉県の気候変動」(令和4年(2021年)4月、熊谷地方気象台・東京管区気象台)

○浸水被害の発生

- ・ 近年、ゲリラ豪雨などの局地的な集中豪雨が増加し、台風が大型化しています(15頁参照)。
- ・ 今後、頻発・激甚化すると予想される台風などの影響により、河川流量が増加し、治水施設では防ぎきれない災害が発生するものと考えられます。

○渇水の発生

- ・ 近年、降水日数が減少しており、それに伴う取水制限が発生しています。
- ・ 今後は、雨の量や降り方の変化、これまで雪だったものが雨に変わることによって河川流況が変化するとされています。本市が含まれる流域圏では、今後も渇水が発生又は増加することが予想されます。



図(上)埼玉県の無降水日数の将来気候における変化

図(左)最近30年間での渇水による上水道の減断水が発生した状況

出典「埼玉県の21世紀末の気候」(平成30年(2018年)5月、熊谷地方気象台)

「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート～日本の気候変動とその影響～」(平成30年(2018年)12月、環境省 文部科学省 農林水産省 国土交通省 気象庁)

○自然生態系への影響

- ・ 在来種の分布域やライフサイクルなどの変化、南方系(クマゼミ、ツマグロヒョウモン、ナガサキアゲハなど)の生物の侵入・定着が見られます。

- ・ 国の研究結果によると、今後、東シナ海の風況変化により渡鳥の飛来経路へ影響が出るのではないかとされており、本市で見られる渡鳥の種類や数に変化が出る可能性があります。

出典)「越谷市生きもの調査 2017-2020」(越谷市)

「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート～日本の気候変動とその影響～」(平成30年(2018年)12月、環境省 文部科学省 農林水産省 国土交通省 気象庁)

○農業への影響

- ・ 近年の気温上昇により、収穫時期の早期化、夏季の高温による生育障害頻度の増加、着果・着色不良、高温回避のための遮光による光合成の低下などの影響が見られます。
- ・ 気温の上昇に伴い光化学オキシダント濃度が上昇し、それにより葉物野菜の白色化の被害が発生している地域があります。また、大雪や強風などによる施設の倒壊や、水稻や果樹など多くの作物に被害をもたらすミナミアオカメムシの分布域が拡大しており、本市でも今後これらの影響が発生する可能性が考えられます。
- ・ これらの影響は将来恒常化し、品質の低下や収量の減少が予想されています。



図 ミナミアオカメムシ(左)とミナミアオカメムシの分布状況(右)

出典)「気候変動の観測・予測及び影響評価統合レポート 2018」(平成30年(2018年)2月、環境省 文部科学省 農林水産省 国土交通省 気象庁)

「緊急レポート 地球温暖化の埼玉県への影響」(平成30年(2018年)、埼玉県環境科学国際センター)

■本市における気候変動による影響評価と気候変動対策適応の方向性

気候変動の影響は、地域の自然環境や社会状況などにより、その影響範囲や程度が地域によってさまざまです。有効な適応策を打ち出すためには、本市でどのような影響が起こっていて、将来どのような影響を受ける可能性があるか、科学的知見を用いて影響を評価していくことが必要です。

そこで、国及び埼玉県の影響評価結果に加え、本市の社会状況や既存及び将来の影響の有無から、分野ごとの温暖化の影響を評価しました。その結果、本市で気候変動の影響が大きいと想定される5つの分野を特定し、本計画ではこれら分野に対し特に優先的に取り組みます。

- 健康及び国民生活・都市生活分野(暑熱、暑熱による生活への影響)
- 自然災害分野(水害)
- 水資源分野(渇水)
- 自然生態系分野
- 農業分野

気候変動対策の適応は新しい分野です。今後も、最新の研究結果や観測情報を収集しこれらの情報を基に、各時点における必要性、費用対効果や着手時期を見極めながら順応的に進めていきます。

表 本市における気候変動による影響評価結果

分野	大項目	中項目	小項目	国				越谷市				分野	大項目	中項目	小項目	国				越谷市				
				重大性	緊急性	確信度	埼玉県	活動の有無	現在の影響	将来の影響	担当課の評価					重大性	緊急性	確信度	埼玉県	活動の有無	現在の影響	将来の影響	担当課の評価	
農業、森林、林業、水産業	農業	水稲	水稲	●	●	●	●	○	○	○	○	自然災害・沿岸域	水害	水害	洪水	●	●	●	●	○	○	○	○	
			園芸作物	野菜	-	▲	▲	-	○	○	○				+	内水	●	●	▲	-	○	○	○	+
			病害虫・雑草	動物感染症	●	●	●	-	○	○	○				○	高潮・高波等	●	●	●	-	×	-	-	-
			農業生産基盤	果樹	●	●	▲	○	○	○	○				○	土砂災害	●	●	▲	-	×	×	×	×
			果樹	果樹	●	●	●	○	△	○	○				-	その他	●	▲	▲	-	○	○	○	○
			土地利用型作物	麦、大豆、飼料作物等	●	▲	▲	○	△	○	○				-	暑熱	●	●	●	-	○	○	○	○
			畜産	畜産	●	▲	▲	-	△	○	△				-	感染症	●	▲	▲	-	○	○	○	○
			食品・飼料の安全確保		-	-	-	-	-	-	-				-	節足動物媒介感染症	●	▲	▲	-	○	○	○	○
			森林・林業													水系・食品媒介感染症	-	-	□	-	○	×	×	×
			水産業													その他の感染症	-	-	-	-	-	-	-	-
農業、森林、林業、水産業	その他の農業、森林・林業、水産業	死亡リスク	死亡リスク	●	●	●	-	△	○	○	健康	その他の健康への影響	その他の健康への影響	温暖化と大気汚染の複合影響	-	▲	▲	-	○	○	-			
			熱中症	●	●	●	-	△	○	○				脆弱集団への影響	-	●	□	-	△	-	-	-		
			鳥獣害	野生鳥獣による影響	●	●	-	-	-	×				×	臨床症状に至らない健康影響	-	□	□	-	-	-	-	-	
			分布・個体群の変動	分布・個体群の変動	●	●	●	-	-	×				×	製造業	◇	□	□	-	△	○	-	-	
			世界食料需給予測		-	-	-	-	-	-				-	エネルギー需給	◇	□	□	-	○	○	-	-	
			水環境	水環境	湖沼・ダム湖	●	▲	▲	○	-				-	-	商業	-	-	▲	-	○	○	-	-
			河川		◇	□	□	-	○	○				○	建設業	-	-	-	-	△	○	-	-	
			沿岸域及び閉鎖性海域		◇	▲	▲	-	×	-				-	医療	-	-	-	-	△	○	-	-	
			水資源	水資源	水供給(地表水)	●	▲	▲	○	○				○	○	金融・保険	●	▲	▲	-	△	○	○	-
			水供給(地下水)	◇	▲	▲	-	○	○	○				○	観光業	●	▲	▲	-	△	○	○	-	
水需要	◇	▲	▲	-	○	○	○	○	その他の影響	-	-	□	-	-	-	-	-							
自然生態系	陸域生態系	陸域生態系	高山帯・亜高山帯	●	●	●	-	×	×	×	国民生活・都市生活	インフラ・ライフライン等	水道、交通等	水道、交通等	インフラ・ライフライン等	●	●	□	-	○	-	○		
			自然林・二次林	●	▲	●	-	×	×	×					文化・歴史などを感じる暮らし	◇	●	●	-	○	○	○		
			里地・里山生態系	◇	□	□	-	○	-	○					生物季節、伝統行事・地域産業	-	●	●	-	○	△	-	○	
			人工林	●	▲	▲	-	×	×	×					その他	●	●	●	-	○	○	○		
			野生鳥獣による影響	●	●	-	-	○	×	-					-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			物質収支	●	▲	▲	-	-	-	-					-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			淡水生態系	淡水生態系	湖沼	●	▲	▲	-	-					-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			河川	●	▲	▲	-	-	-	-					-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			湿原	●	▲	▲	-	×	×	×					-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			沿岸生態系													-	-	-	-	-	-	-	-	
海洋生態系									-	-	-	-	-	-	-	-								
生物季節	生物季節	生物季節	◇	●	●	-	○	○	○	分布・個体群の変動	●	●	●	-	○	○	○							
分布・個体群の変動	分布・個体群の変動	外来種	●	●	●	-	○	○	○	外来種	●	●	▲	-	○	△	△							

【凡例】
 - : 現状では評価できない × : 影響がない (対象活動がない)
 国 ● : 特に大きい (若しくは高い) ▲ : 中程度 ◇ : 「特に大きい」とは言えない
 埼玉県 ● : 「短期的な影響・被害の発生程度」が「発生の可能性あり」に該当し、かつ「長期的な影響の総合評価」が「大きい」
 ○ : 「短期的な影響・被害の発生程度」が「発生の可能性あり」に該当し、かつ「長期的な影響の総合評価」が「中程度」
 越谷市 【対象活動の有無】 ○ : 対象活動が有る △ : 対象活動がほとんどない
 【現在・将来の影響】 ○ : 影響あり △ : 影響ややあり

出典 「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について (意見具申)」(平成 27年(2015年)3月、中央環境審議会)、「地球温暖化対策 (適応策) の方向性」(令和 2年(2020年)3月、埼玉県)、本市における影響評価は、市域に関する文献と担当課への聞き取りを基に環境政策課が作成し、越谷市環境審議会特別部会にて協議しました。

(2) 施策展開

具体的目標の達成に向けて、市民や事業者の気候変動適応への理解を促進することや、推進に係る庁内連携を構築すること、気候変動に対する適応力を向上させることが必要となることから、次の2つの取組の方向性に基づき、施策を展開します。

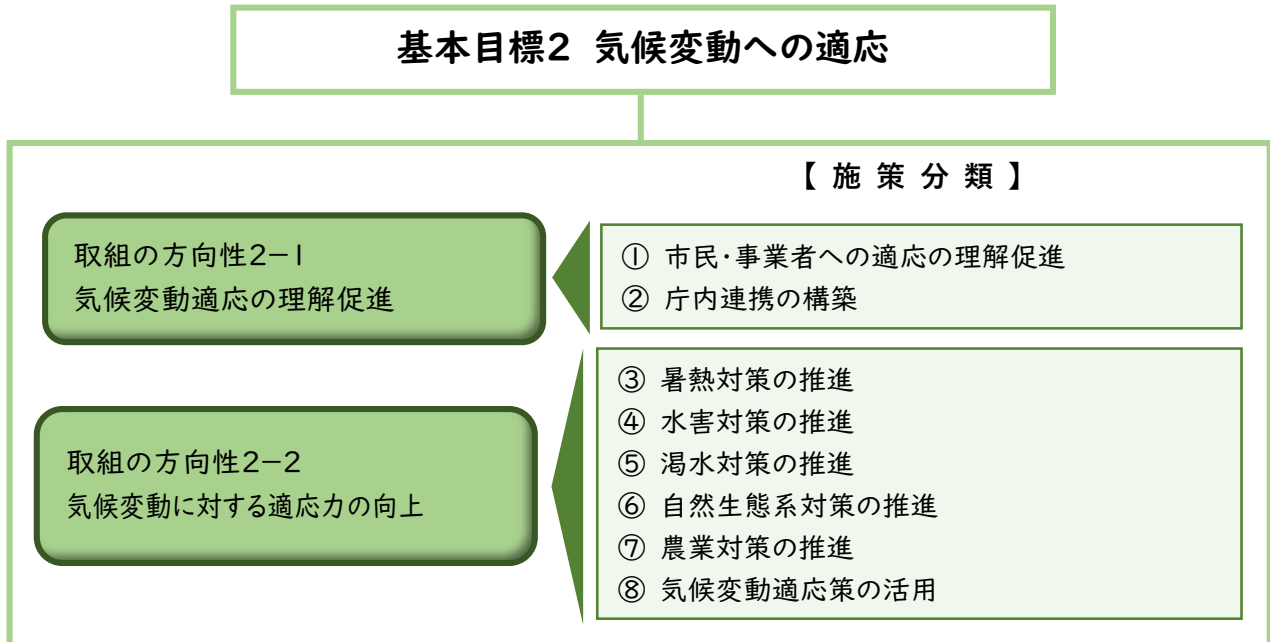


図 施策展開の体系図

取組の方向性 2-1 気候変動適応の理解促進

市民・事業者を対象に、気候変動適応の理解促進を図ります。また、庁内において連携体制の構築を進め、気候変動適応の推進を図ります。

① 市民・事業者への適応の理解促進

気候変動への「適応」は新しい概念であるため、市民や事業者にあまり認知されていない状況にあります。そこで、市民や事業者の認知や理解を促進するため、気候変動適応に関する普及啓発や情報発信を行います。具体的に市は、講演会や勉強会の開催、広報誌やホームページへの気候変動適応に関する情報の掲載、その他 SNS などのツールによる周知啓発を実施します。また、気候変動適応に関する情報を提供するにあたって、埼玉県や国などの情報を収集し、関係部署や市民、関係者と連携のもと、市域への気候変動に関する影響を把握します。

取組項目	実施施策	担当課
市民・事業者への適応の理解促進	講演・勉強会等による周知啓発	環境政策課
気候変動及び適応策の情報収集・調査	気候変動及び適応策の情報収集・発信	環境政策課

② 庁内連携の構築

気候変動適応の推進には、これまで以上に庁内のさまざまな課所との連携が必要になります。そのため、庁内各部署と情報共有を行うとともに、関連する課所との連携体制を構築します。また、極端な気象災害などのリスクに対しても、関連する課所と連携し対応していきます。

取組項目	実施施策	担当課
連携体制の構築	庁内各部署との情報共有	環境政策課
	庁内連携体制の構築	環境政策課・全庁
	極端な気象災害による石綿飛散や有害物質漏れ等のリスク対応に関する庁内連携体制の構築	環境政策課・関係各課所

取組の方向性 2-2 気候変動に対する適応力の向上

暑熱対策、水害対策、渇水対策、自然生態系対策、農業対策の推進、さらには気候変動適応策の活用を通して、気候変動に対する適応力の向上を図ります。

③ 暑熱対策の推進

気候変動による暑熱対策として、熱中症予防の普及啓発や情報発信などを実施します。また、ヒートアイランド対策として、歩道の保水性舗装整備、農地の多面的機能への理解促進のための情報発信などに取り組みます。

取組項目	実施施策	担当課
熱中症予防の普及啓発・情報発信	熱中症予防の普及啓発	健康づくり推進課・消防局救急課
	熱中症予防対策の実施	健康づくり推進課

取組項目	実施施策	担当課
ヒートアイランド対策の推進	地域特性等を踏まえた歩道の保水性舗装や遮熱性舗装等の整備	道路建設課
	農地の多面的機能への理解促進	農業振興課
	公共施設の緑化促進【再掲】	営繕課・全庁
	まちの整備に関する条例に基づく緑化及び公園等の整備・指導【再掲】	公園緑地課

④ 水害対策の推進

昨今のゲリラ豪雨などの局地的な集中豪雨の増加や台風の大型化の影響などによる水害対策として、市は地域特性を考慮した水害対策を推進します。具体的に市は、ハザードマップや総合防災ガイドブックの周知、農地の保水・遊水など多面的機能の理解促進に取り組みます。また、総合治水対策の推進や、公共下水道（雨水）の整備、グリーンインフラの活用などを促進していきます。

取組項目	実施施策	担当課
水害及び水害対策の普及啓発・情報発信	ハザードマップ・総合防災ガイドブックの周知	危機管理室・河川課
	総合治水対策（ソフト対策）の推進	河川課
水害対策の実施	公共下水道（雨水）の整備	下水道事業課
グリーンインフラを活用した水害対策の促進	農地の多面的機能への理解促進【再掲】	農業振興課
	水田の遊水機能活用の検討	農業振興課
	農地利用集積事業の促進	農業振興課

⑤ 渇水対策の推進

ゲリラ豪雨などの局地的な集中豪雨が発生する一方で、全国的に年間の降雨日数は減少しており、取水制限に至る渇水が生じています。今後も無降水日数の増加などにより渇水の増加が懸念されています。そのため、市は水道企業団と連携した渇水対策の実施、公共施設の新築・改修時における雨水貯留施設の設置により雨水の利活用を推進します。

取組項目	実施施策	担当課
水道企業団と連携した渇水対策の実施	水道企業団と連携した渇水対策の実施	環境政策課
雨水の利活用の促進	公共施設の新築・改修等における雨水利用施設の設置	営繕課・全庁

⑥ 自然生態系対策の推進

気候変動対策の影響を把握したうえで、適切な自然生態系対策を推進します。そのため、市は市域の自然生態系への影響を的確に把握するために埼玉県や国などの情報や関連する課や団体などと連携のもと市域の影響を把握するとともに、収集した情報を講演会や勉強会、広報誌やホームページを通して積極的に普及啓発・情報発信を行います。

取組項目	実施施策	担当課
気候変動による生態系への影響の普及啓発・情報発信	講演・勉強会等による周知啓発【再掲】	環境政策課
気候変動による生態系への影響の情報収集・調査	気候変動及び適応策の情報収集・発信【再掲】	環境政策課

⑦ 農業対策の推進

近年、高温による農産物の生育障害や品質低下、記録的な豪雨等による災害により農業の生産性や農業者の生活基盤への影響が生じています。そこで、市は、農業者へ国や埼玉県からの通知などに基づいた情報発信などを実施し、影響の縮小や回避に努めます。

取組項目	実施施策	担当課
農業者への気候変動適応に関する情報発信等	国・県からの通知等に基づいた農業者への情報発信	農業振興課

⑧ 気候変動適応策の活用

気候変動により産業・経済活動への影響が懸念される一方で、気候変動をビジネスチャンスと捉えた動きが始まっています。そこで市は、ビジネスチャンスとしての取組事例の収集などを行、市内事業者が気候変動を機会とした取組を展開できるよう情報提供を行います。

取組項目	実施施策	担当課
気候変動を機会と捉えた取組の検討	産業分野等における取組情報の収集・提供や助言	経済振興課

基本目標3 持続可能な資源循環型の地域形成

(1) 具体的目標

資源が適切に循環する社会を構築します。そのため、行政は他の関係者と協働し、ごみの適正処理の推進や地域内での資源循環を進めます。市民や事業者は、資源を大切にされた生活や事業活動を心がけ、行動します。

■環境指標

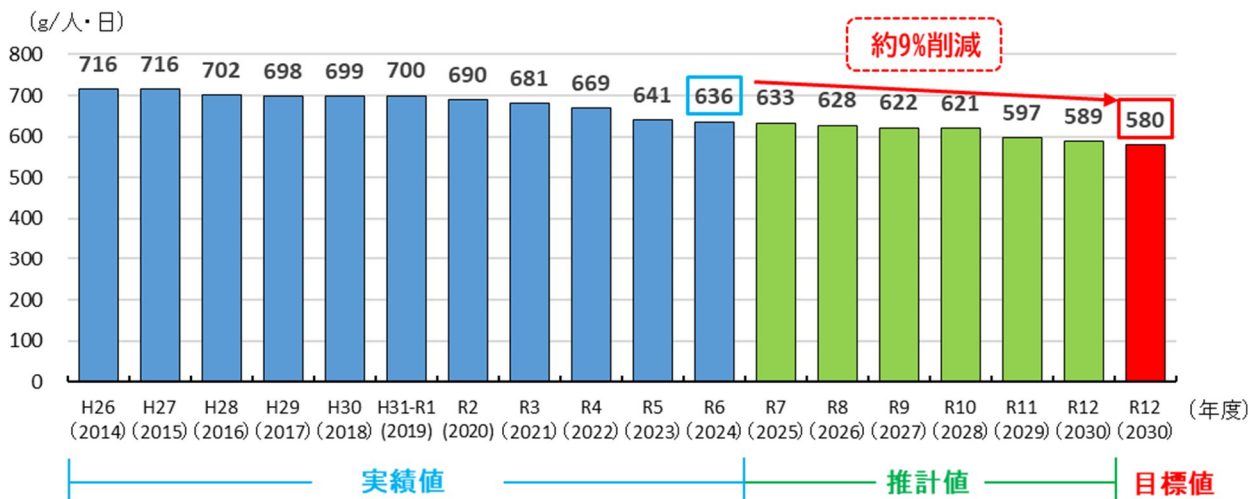
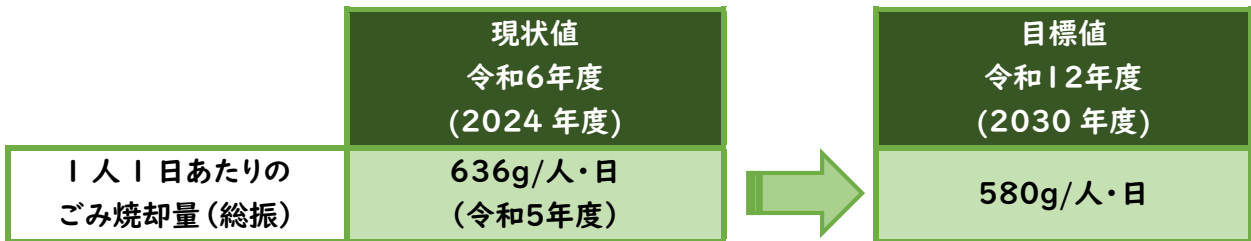


図 ごみ焼却量の推移と削減目標

■取組指標

取組指標	現況値 令和6年度 (2024年度)	目標値 令和12年度 (2030年度)
リサイクル率(総振)【再掲】	17.5%	25%
家庭から排出される食品ロス量	7,267トン/年	5,800トン/年
集団資源回収実施団体登録件数	410団体	400団体
排出事業者及び収集運搬許可業者を対象とした説明会実施回数	1回	2回
ふれあい収集 ^{※1} の登録件数(総振)	666件	800件
市内日中パトロール ^{※2} 実施回数(総振)	230回	240回
地場農産物の学校給食使用品目数	10品目	10品目

- ※1：本市が実施しているごみ集積所にごみを出すことが困難な高齢者や障がいのある方のご自宅まで伺ってごみ収集をする取組です。合わせてお声をかけ、安否の確認も行っています。
- ※2：本市が実施している不法投棄未然防止を目的とした日中パトロールの取組です。

■関連計画

- 越谷市一般廃棄物処理基本計画
- 越谷市都市農業推進基本計画

■取組が貢献するSDGsの該当ゴール



(2) 施策展開

具体的目標の達成に向けて、市民・事業者との協働により資源循環を推進すること、排出事業者などによる主体的なごみ減量・資源化を促進すること、新たなごみ収集・処理システムを構築すること、産業廃棄物対策を推進すること、農産物や食品などの地域内循環を推進することが必要となることから、次の5つの取組の方向性に基づき、施策を展開します。

基本目標 3 持続可能な資源循環型の地域形成

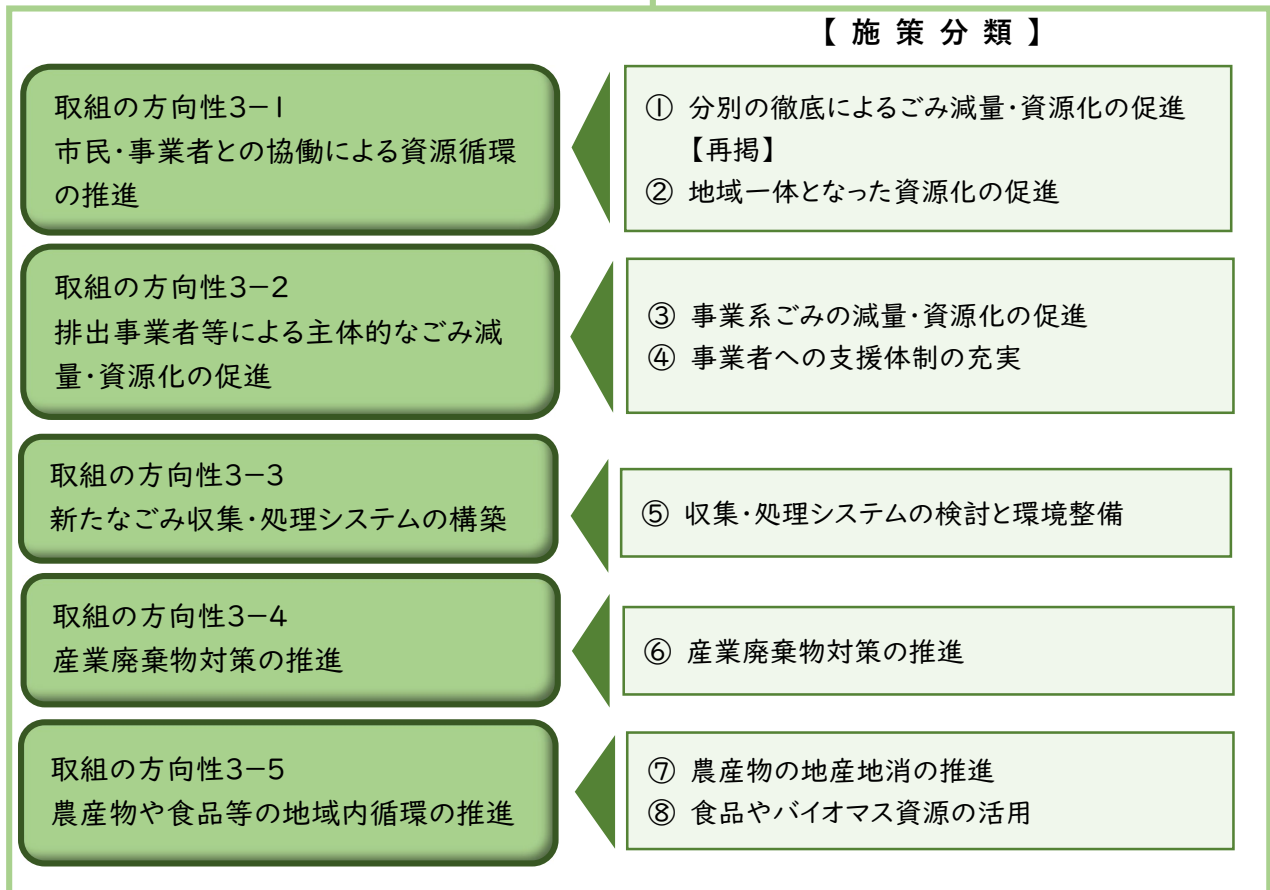


図 施策展開の体系図

取組の方向性3-1 市民・事業者との協働による資源循環の推進

分別の徹底によるごみ減量・資源化と地域が一体となった資源化の促進を図ります。

① 分別の徹底によるごみ減量・資源化の促進【再掲】

温室効果ガスは、ごみの処理（焼却処理や埋立）からも排出されます。そのため、ごみの減量や資源化を進めることで、温室効果ガスの発生を抑制することができます。ごみの減量や資源化を推進するためには、排出者である市民・事業者それぞれが、自らの責任を意識し行動することが重要です。

そこで、市は減量・リサイクルに関する普及啓発、先進的な取組事例の情報発信、ごみ分別アプリの活用、ごみの出し方の周知をすることなどにより、市民の意識を高め、これまで以上にごみの減量と分別の

徹底を図ります。さらに、マイクロプラスチックの海洋への蓄積が世界的な課題となっていることを受け、プラスチックごみの発生抑制やプラスチック・スマートの推進を図ります。

また、食品ロスを削減するために、市民には消費者としての適正量購入などの取組と、消費期限、賞味期限などの正しい認識を、事業者には量り売りや小分け売り、食品ロス削減キャンペーン実施などの取組を進めていきます。

取組項目	実施施策	担当課
ごみと資源の分別の徹底【再掲】	ごみ減量・リサイクルの啓発【再掲】	資源循環推進課
	ごみ分別アプリ等の活用【再掲】	資源循環推進課
生ごみの減量【再掲】	生ごみ削減の3キリ運動の推進【再掲】	資源循環推進課
プラスチックごみの発生抑制【再掲】	プラスチック・スマートの推進【再掲】	資源循環推進課
行政による減量・リサイクルの推進【再掲】	ごみ排出・収集方法の検討【再掲】	資源循環推進課
	4Rの推進に関する普及啓発の継続【再掲】	資源循環推進課
食品ロスの削減【再掲】	家庭における食品ロスの削減【再掲】	資源循環推進課
	食品ロスの削減に関する普及啓発の強化【再掲】	資源循環推進課
	フードドライブ等による未利用食品の有効活用（回収拠点の拡充、災害救助物資の有効活用など）【再掲】	資源循環推進課

② 地域一体となった資源化の促進

地域が一体となったごみの資源化を促進します。具体的には、地域における排出段階での資源物の分別徹底や排出禁止物などの適正処理の周知を強化し、分別ルールを徹底することで、ごみの資源化を促進します。

取組項目	実施施策	担当課
集団資源回収の見直し及び活性化	集団資源回収の制度についての見直し	資源循環推進課
	未実施地域での活動促進	資源循環推進課
分別ルールの徹底	資源物の分別徹底	資源循環推進課
	排出禁止物等の適正処理の周知	資源循環推進課・廃棄物指導課

取組の方向性 3-2 排出事業者等による主体的なごみ減量・資源化の促進

事業系ごみの減量・資源化の促進と事業者への指導・支援を進めます。

③ 事業系ごみの減量・資源化の促進

事業者によるごみ減量・リサイクル活動を推進します。具体的には、市は排出事業者や一般廃棄物収集運搬許可業者に対し、ごみの排出抑制や分別の徹底について意識啓発をより一層行い、指導を徹底していきます。

また、小売業などに対するごみの減量に資する過剰包装の自粛要請や、事業者に環境負荷の少ない製品の使用に努めるよう拡大生産者責任の提唱などを検討します。

食品ロス削減対策としては、フードドライブ等による未利用食品等の有効活用を行うとともに、食品リサイクルの普及促進を図ります。

取組項目	実施施策	担当課
事業者によるごみ減量・リサイクル活動の促進	事業者によるごみ減量・リサイクル活動の促進	資源循環推進課・廃棄物指導課
	過剰包装の自粛の要請	資源循環推進課
	拡大生産者責任の提唱	資源循環推進課
食品ロス対策の推進【再掲】	フードドライブ等による未利用食品の有効活用（回収拠点の拡充、災害救助物資の有効活用など）【再掲】	資源循環推進課
	事業者による食品ロスの削減	資源循環推進課

④ 事業者への指導・支援

事業系ごみの積極的な減量やリサイクル推進に取り組みます。具体的には、市は排出量の多い卸売・小売業などに向けた減量・資源化マニュアルの周知・啓発や資源化業者と排出業者のコーディネートを行い、ごみの適正処分及び資源化を促進します。

取組項目	実施施策	担当課
ごみの適正処理に向けた指導の徹底	事業者、収集運搬許可業者へのごみの適正処分指導の徹底	廃棄物指導課
事業者への支援体制の充実	減量・資源化マニュアルの周知・啓発	廃棄物指導課・資源循環推進課
	食品廃棄物の循環システムの構築	資源循環推進課

取組の方向性 3-3 新たなごみ収集・処理システムの構築

高齢者に対応したごみ収集や処理システムの整備を進めます。

⑤ 新たな収集・処理システムの構築

将来を見据え、高齢者に対応したごみ収集や処理システムの整備に取り組みます。

市は少子高齢化の進展など長期展望に基づく市民のライフスタイルの変化に対応するため、新たな分別区分の検討などプラスチック資源の回収・リサイクルに向けた調査・研究を進めます。

また、超高齢社会に対応したふれあい収集の継続及び将来を見据えた対策強化の検討や、使用済み紙おむつの回収ルート・再資源化の検討など使用済み紙おむつ対策の検討を進めます。

取組項目	実施施策	担当課
長期展望に基づく収集・処理システムの検討	プラスチック資源の回収・リサイクルに向けた調査・研究	資源循環推進課
超高齢社会に対応した環境整備	ふれあい収集の継続及び強化の検討	資源循環推進課
	使用済み紙おむつ対策の検討	資源循環推進課

取組の方向性 3-4 産業廃棄物対策の推進

産業廃棄物の排出削減と適正処理を進めます。

⑥ 産業廃棄物対策の推進

産業廃棄物の排出削減と適正処理を進めます。具体的には、市は事業者に対し、産業廃棄物の適正処理に関する普及啓発を進めるとともに、事業所の監視・指導を行います。

取組項目	実施施策	担当課
産業廃棄物適正処理の普及啓発	産業廃棄物適正処理講習会の実施	廃棄物指導課
産業廃棄物適正処理に関する事業所の監視・指導	産業廃棄物処理業許可業者への立入検査による指導、監督	廃棄物指導課
	自動車リサイクル法登録・許可業者への立入検査による指導、監督	廃棄物指導課
	監視パトロールの強化	廃棄物指導課
	不適正処理事業者に対する改善指導	廃棄物指導課

取組の方向性 3-5 農産物や食品等の地域内循環の推進

農産物の地産地消と食品やバイオマス資源の活用を進めます。

⑦ 農産物の地産地消の推進

安全・安心・新鮮な地場農産物の消費を拡大することにより、環境負荷の低減と地域活性化を行います。具体的に、市は、地場農産物のPRを行うとともに、学校給食などでの地場農産物の活用を進めます。

取組項目	実施施策	担当課
地場農産物のPR・活用	農産物等の情報発信の実施	農業振興課
	学校給食等での地場農産物の活用	給食課・ 農業振興課

コラム：学校給食での地場農産物の活用例

主食のごはんは越谷産の米（彩のかがやき、彩のきずな）を使用しています。パンや茹でうどんは埼玉県内で作られた小麦粉を使用している他、地元で採れた季節（旬）の野菜を取り入れ、地域の産物を活かした料理を伝える取組を行っています。

右の写真は、本市の特産品である「くわい」を使った炊き込みご飯の給食です。



⑧ 食品やバイオマス資源の活用

食品やバイオマス資源の資源としての活用を進めます。

市は食品ロスを削減するため、家庭で余っている食品を地域のイベントや学校、職場などに持ち寄り、それを必要としている福祉団体・施設などに寄付する活動「フードドライブ」を促進します。また、樹木の剪定枝や除草した草などのたい肥化としての利用や、もみ殻などの農業系廃棄物の活用方法の検討を行います。



リサイクルプラザに設置された
フードドライブのための食品回収ボックス

取組項目	実施施策	担当課
食品ロス削減の推進	フードドライブ等による未利用食品の有効活用（回収拠点の拡充、災害救助物資の有効活用など）【再掲】	資源循環推進課
バイオマス資源の地域内活用の推進	樹木剪定枝・草等のたい肥化利用	資源循環推進課・全庁
	もみ殻等の農業系廃棄物の活用方法の検討	農業振興課

基本目標4 生物多様性の保全と回復

本項は、「埼玉県東南部地域生物多様性ガイドライン」に基づく「生物多様性こしがやアクションプラン」として位置付けます。

(1) 具体的目標

多くの動植物が生息する環境を保全し、生物多様性を回復します。そのため、行政は他の関係者と連携し、農地・屋敷林などの緑や河川などの動植物の生息・生育地を保全し、生物多様性の回復を進めます。市民や事業者は、地域の自然への関心を高め、重要性を認識します。

■環境指標 取組指標の進捗を総合的に評価します。

■取組指標

取組指標	現況値 令和6年度 (2024年度)	目標値 令和12年度 (2030年度)
希少植物種の保護実施箇所数(総振) ^{※1}	3箇所	6箇所
民有地内の良好な樹林地の調査件数(総振)	0件	40件
生物の生息・生育に配慮した区域の面積 ^{※2}	32.4ha	34ha
合併処理浄化槽普及率(総振)	44.5%	50%
排水基準適合率(総振)	100%	100%
農地利用集積事業の実施面積(総振)	64 ha	107 ha
生物多様性こども調査実施学校数	29校	29校

※1：希少植物種とは、埼玉県レッドリストに登録されているコシガヤホシクサ、フジバカマ、キタミソウなどの植物種を指します。

※2：公共施設ビオトープ、環境保全区域、ふるさと米圃場、調節池ビオトープゾーン、平方自然観察林などの合計面積とします。

■関連計画

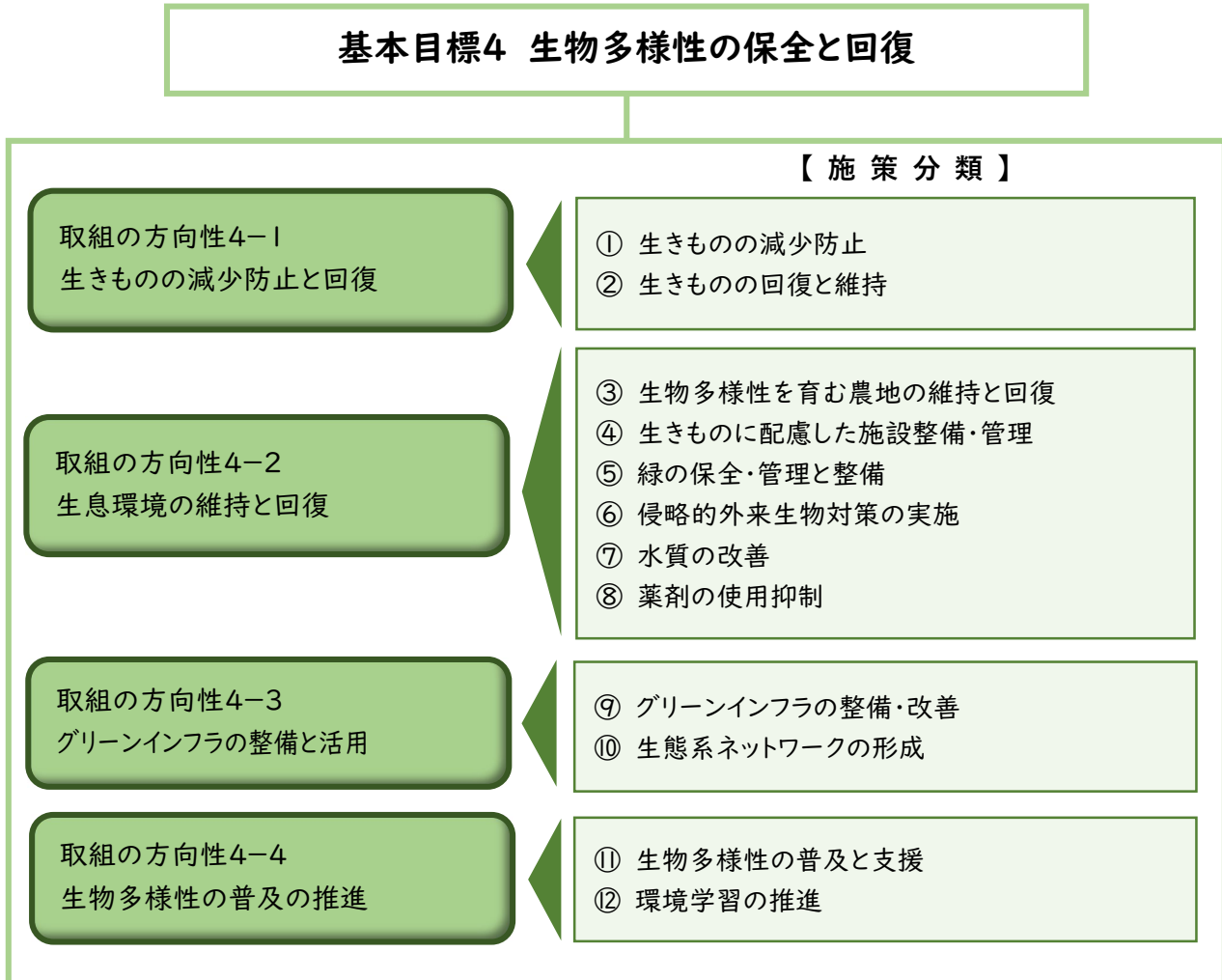
- 越谷市緑の基本計画
- 越谷市都市農業推進基本計画
- 越谷市教育振興基本計画

■取組が貢献するSDGsの該当ゴール



(2) 施策展開

具体的目標の達成に向けて、生きものの減少防止と回復を図ること、生息環境の維持と回復を図ること、グリーンインフラを整備し活用すること、生物多様性の普及を推進することが必要となることから、次の4つの取組の方向性に基づき、施策を展開します。



施策展開の体系図

取組の方向性4-1 生きものの減少防止と回復

地域の生きものの減少を防止するとともに、生きものの回復と維持を図ります。

① 生きものの減少防止

生物多様性は生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルがありますが、そのうちの「種の多様性」を維持するため、本市で生息している生きものの減少を防止することが必要です。そのため、環境保全区域の周知と区域内での環境学習などを実施します。また開発行為は自然環境の構造変化を伴うものもあるため、生きものの減少につながることもあります。そのため、生物多様性に配慮した開発や整備の推奨や検討を行います。

取組項目	実施施策	担当課
環境保全区域の周知と活用	環境保全区域の周知に向けた普及啓発と区域内での環境学習等の実施	環境政策課
開発による生きものの減少防止	開発にあたっての生物多様性への配慮の推奨	開発指導課

② 生きものの回復と維持

「種の多様性」を回復し維持するため、本市で減少が著しく、または地域絶滅した種の回復を図ります。また、生息数を減らしている生きものの中で、特に地域の自然環境の復元を象徴するような希少動植物をシンボルとして回復させる活動を進めます。

取組項目	実施施策	担当課
地域の生きものの回復	関係機関・関係者等と連携した希少動植物の生息・生育環境の保全	環境政策課
希少動植物の回復	コシガヤホシクサやフジバカマ等の栽培、補植、生育実験等の実施	環境政策課



農業技術センター内で栽培されているコシガヤホシクサ

「越谷」の名を持つ貴重な植物であるコシガヤホシクサを本市で野生復帰させる取組を進めています。

取組の方向性 4-2 生息環境の維持と回復

農地の維持と回復、生きものに配慮した施設整備・管理、緑の保全・管理と整備、侵略的外来生物対策、水質の改善や薬剤の使用抑制を通し、生きものの生息環境の維持と回復に取り組みます。

③ 生物多様性を育む農地の維持と回復

農地の多面的機能のひとつに「生きものすみかになる機能」があり、生物多様性の保全と回復には農地の保全が重要になります。そこで、生物多様性を育む農地の維持と回復を図るため、農薬の使用を抑えた農産物の生産や、農地利用集積による優良農地の保全などの農業振興を進めます。さらに、生きものに配慮した基盤整備を検討するとともに、市民参加による用水路清掃等により農業地域の環境保全活動を推進します。

また、農地は、本市の課題である水害の防止、気候変動対策、市民の健康増進、食育や環境教育の促進などの多面的機能を持つグリーンインフラとして重要な自然資源です。そこで、農地を保全するため、「第3次越谷市都市農業推進基本計画」により都市農業の振興を図るほか、法令に基づく農地の保全に取り組みます。

取組項目	実施施策	担当課
生物多様性を育む農業振興	越谷ふるさと米の栽培・販売等への支援	農業振興課
	農業委員及び農地利用最適化推進委員による適正な管理指導による遊休農地や荒廃農地の発生抑制	農業委員会
	農地利用集積事業の促進【再掲】	農業振興課
生物多様性に配慮した基盤整備	生物多様性に配慮した基盤整備の検討	農業振興課
多様な主体による農業地域の環境保全活動	市民参加による用水路清掃等の支援	農業振興課
	農地の多面的機能への理解促進【再掲】	農業振興課
農地の保全の位置づけ	第3次越谷市都市農業推進基本計画の推進	農業振興課
法令等に基づく農地保全	農委だより、ホームページなどによる周知	農業委員会
	違反パトロールの実施及び是正指導	農業委員会
	農地法及び関連条例等に基づく審査の実施	農業委員会
	都市計画法に基づく許可等の内容審査	開発指導課
	申請時及び工事完了時における現地確認等の実施	農業委員会
	開発許可に伴う現場調査の適宜実施	開発指導課



図 農業(農地)の多面的機能の概念図

出典) 日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について(答申)」(平成13年(2001年)11月)

④ 生きものに配慮した施設整備・管理

本市には、多くの河川や用水が流れ、調節池が存在します。それぞれに管理者が適正な整備・管理を目指して取り組んでおり、地域と一体となって防災のための整備や利用と、自然環境の維持回復を両立

させていく必要があります。そのため、それぞれの管理者が生きものに配慮した整備・管理を行えるよう協議や調整、情報の共有などを行います。

取組項目	実施施策	担当課
生きものに配慮した河川整備・管理	生物多様性に配慮した河川整備の検討	河川課
	河川管理者との協議による生きものに配慮した河川管理の実施	環境政策課
生きものに配慮した調節池等の管理	生きものに配慮した調節池等のビオトープ管理の支援	環境政策課
	調節池等の生きもの調査の実施	環境政策課
生きものに配慮した水路の整備・管理	生物多様性に配慮した水路の整備・管理の検討	河川課・ 農業振興課

⑤ 緑の保全・管理と整備

樹林地や公共施設の緑地、ビオトープなどの緑は、多くの生きものにとってすみかや捕食、繁殖の場として重要です。交通至便な場所や周辺商業地に近い場所は開発期待が大きく、樹林地や樹木の維持管理の負担が大きいいため、緑地の保全にはしっかりとした対策が必要となります。そのため、樹林地・樹木の保全や適切な管理を推進するほか、関係団体等と連携し、自然共生サイトへの登録を検討します。

また、ビオトープの整備を検討するとともに、家庭・事業所への簡易ビオトープの設置促進に取り組みます。

取組項目	実施施策	担当課
樹林地・樹木の維持・管理	樹林地・樹木の保全	公園緑地課
	樹林地の保全管理に向けた調整	環境政策課
ビオトープの整備推進	平方公園拡張におけるビオトープ整備の検討	公園緑地課
	家庭・事業所への簡易ビオトープの設置促進	環境政策課

⑥ 侵略的外来生物対策の実施

侵略的外来生物の侵入や繁殖などが、在来の生きものの減少の原因になっています。市域へ侵略的外来生物を侵入・繁殖させないため、外来種被害予防三原則の「入れない、捨てない、拡げない」を守ることが大切です。本市でも、侵略的外来生物の抑制に取り組みます。具体的には、関係部署・市民・関係者と連携のもと市域での侵略的外来生物の影響把握を行うとともに、特定外来生物の駆除や、外来生物についての周知啓発を行います。

取組項目	実施施策	担当課
侵略的外来生物の抑制	市域での侵略的外来生物の影響把握（関係部署・市民・関係者からの情報収集、調査）	環境政策課
	アライグマ・クビアカツヤカミキリ等特定外来生物の駆除	環境政策課
	外来生物についての講演・勉強会開催や広報誌・ホームページによる周知啓発	環境政策課

コラム：外来種被害予防三原則とは

外来種への対策では、発生した被害の拡大を防ぐ「防除」だけでなく、そもそも被害を発生させないための「予防」も重要です。外来種被害の予防に向け、環境省では右図のような「外来種被害予防三原則」を提唱しています。市民・事業者・行政それぞれがこの原則を心にとめ、行動することが重要です。



出典) 東京都

⑦ 水質の改善

水質悪化は、魚や水生昆虫類などの減少につながります。そのため、水洗化の促進や単独処理浄化槽・し尿汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換促進などの生活排水対策を実施します。また、農閑期の冬場は河川水量が減少し水質が悪化することで生きものが減少する傾向にあるため、浄化用水の導入を検討します。事業所の監視・指導や圃場からの農薬・泥土などの流出防止のための取組も行います。

取組項目	実施施策	担当課
生活排水対策の実施	水洗化の促進	下水道経営課
	単独処理浄化槽・し尿汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換促進	資源循環推進課
	浄化槽の適正な維持管理の啓発・指導	資源循環推進課
浄化用水の導入	冬季通水の検討	農業振興課
事業所の監視・指導	規制基準等の遵守指導のための事業所等への立入調査の実施	環境政策課
	規制基準等を遵守していない事業所等に対する改善指導	環境政策課
圃場からの農薬・泥土等の流出防止	農薬の適正な使用等についての周知	農業振興課
	水路整備や修繕に併せた畦畔や排水管の整備	農業振興課

⑧ 薬剤の使用抑制

薬剤が水路や河川に流出することで生きものの減少につながることもあるため、公園、住宅地などにおいて、薬剤によらない病虫害や雑草の管理を進めます。また、薬剤を使用する場合は、適正な使用量・方法で行うとともに、影響の最小化に努めます。

取組項目	実施施策	担当課
薬剤の適正使用による病虫害・雑草管理	薬剤の適正利用による特定外来生物の駆除	環境政策課
	病虫害防除及び雑草防除対策についての周知	農業振興課

取組の方向性4-3 グリーンインフラの整備と活用

本市の自然環境を活かしたグリーンインフラの整備・改善と、生態系ネットワークの形成を図ります。

⑨ グリーンインフラの整備・改善

自然の多機能を活用するグリーンインフラは、豊かな環境を備えた生活空間の整備、地域資源を活用した経済振興などの役割が期待されています。

本市においても自然環境を活用したグリーンインフラの整備・改善に向けた取組を進めるため、農地利用集積による優良農地の保全や農地の多面的機能への理解促進に取り組みます。

取組項目	実施施策	担当課
グリーンインフラの整備・改善	農地利用集積事業の促進【再掲】	農業振興課
	農地の多面的機能への理解促進【再掲】	農業振興課



図 農地を活用したグリーンインフラの取組事例(愛知県安城市)
出典)「グリーンインフラ事例集」(令和7年(2025年)3月、グリーンインフラ官民連携プラットフォーム企画・広報部会)

⑩ 生態系ネットワークの形成

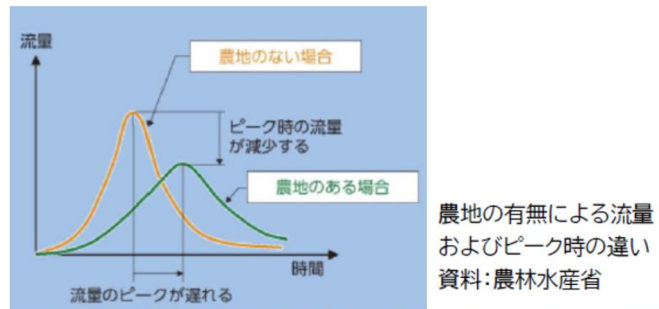
生態的なまとまりや有機的な繋がりを意識した生態系ネットワークは、生きものの移動や分散に重要な役割を果たしています。そのため、市は市民や事業者にも、生態系ネットワークの普及啓発や活動の支援を行います。また、平方公園の拡張においてビオトープの整備を検討するとともに、生態系ネットワークの地図化による状況把握に取り組みます。

取組項目	実施施策	担当課
生態系ネットワークの形成	生態系ネットワークの普及啓発と活動の支援	環境政策課
	平方公園拡張におけるビオトープ整備の検討【再掲】	公園緑地課
	市内の生態系ネットワークの地図化	環境政策課

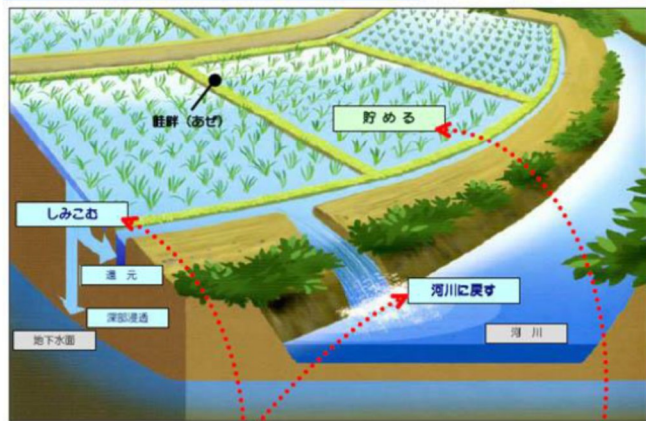
コラム：水田や生物多様性の経済価値は

本市の農地の約8割を占める水田には、保水・遊水機能という水害を軽減する働きがあります。仮に、本市内の水田の保水・遊水機能を貨幣価値に換算すると、年間で約6億2,810万円^{※1}もの価値があると試算できます。

また、国際的には生態系保全に年間3兆6,000億円を投じれば、長期的には水産資源の増加や温暖化防止効果などで年400兆円^{※2}の経済価値を生み出せるとの試算もあり、地域の生物多様性を保全していくことは地域の経済活動の基礎であり、上手く活用することで経済の活性化にも繋がります。



農地の有無による流量およびピーク時の違い
資料：農林水産省



田んぼの水はどこにいく？
(河川流況安定機能、地下水かん養機能)
田んぼに入った水のうち、約2割は地下にゆっくり浸透して地下水となり、約7割は排水路や河川に流れて、再び農業用水や生活用水、工業用水として使われます。

田んぼは小さなダム
(洪水防止機能)
山地の多い日本では、大雨が降ると一気に海まで水が流れてしまいます。田んぼはその水を受け止め、田んぼの1枚1枚がダムの役割を果たして、洪水を防いでいるのです。

※1：第3次越谷市都市農業推進基本計画
主要参考文献)「埼玉県東南部地域における農業・農村地域の多面的機能の評価－越谷市・草加市・三郷市・吉川市・八潮市・松伏町5市1町を事例に－」(大竹伸郎、平成24年(2012年))

※2：「TEEB (2010) The Economics of Ecosystem and Biodiversity: Mainstreaming the Economics of Nature: A synthesis of the approach, conclusions and recommendations of TEEB (生態系と生物多様性の経済学：自然の経済学を社会の主流に：TEEBのアプローチ、結論と提言に関する最終報告書)」(国連環境計画 (UNEP))

出典) 関東農政局

取組の方向性4-4 生物多様性の普及の推進

市民、事業者、地域コミュニティ組織などのさまざまな関係者に対し、生物多様性に関する理解醸成を図ります。

① 生物多様性の普及と支援

生物多様性の保全と回復には、市民、事業者などさまざまな関係者に生物多様性の重要性や地域の状況を理解してもらう必要があります。そのため、市は講演会や広報誌・ホームページなどにより周知啓発を行います。また、環境に配慮した事業活動を実施するエコ事業所の育成・普及や、市民参加の生きもの調査等を通じた情報収集と情報提供を行います。

取組項目	実施施策	担当課
生物多様性の普及	講演会・勉強会の開催や広報誌・ホームページによる周知啓発	環境政策課
エコ事業所の育成・普及	こしがやSDGsパートナー制度の運用	環境政策課

情報の収集と提供	市民参加による生きもの調査等の実施	環境政策課
----------	-------------------	-------

⑫ 環境学習の推進

生物多様性の重要性や地域の状況を理解してもらうため、生物多様性に関する環境学習を推進します。具体的に市は、学校ビオトープを活用した学習や生きもの調査、小学校で活用する環境教育資料の作成・情報発信及び学習活動用図鑑の発行などに取り組みます。

取組項目	実施施策	担当課
環境学習の推進	生物多様性子ども調査及び身近な自然・学校ビオトープを活用した学習の実施	学校教育部指導課
	在来種の保全に向けた活動の実施	環境政策課
	教員向け研修会の実施	学校教育部指導課
	小学校で活用する環境教育資料の作成・情報発信及び学習活動用図鑑の発行	学校教育部指導課
	生物多様性の学習のための学校ビオトープの整備・管理等	学校教育部指導課

基本目標5 安全で安心な生活環境の形成

(1) 具体的目標

私たちを取り巻く生活環境を適切に保全します。そのため、行政は他の関係者と協働し、測定・監視・指導などを行い、安全で安心な生活環境の形成を進めます。市民や事業者は、暮らしや産業活動によって生活環境を汚染しないよう心がけ、行動します。

■環境指標 取組指標の進捗を総合的に評価します。

■取組指標

取組指標	現況値 令和6年度 (2024年度)	目標値 令和12年度 (2030年度)
排水基準適合率(総振)【再掲】	100%	100%
合併処理浄化槽普及率(総振)【再掲】	44.5%	50%
人口1000人あたりの騒音による苦情件数(SDGsローカル指標※1)	0.32人	0.15人
空間放射線量の目標達成率	100%	100%
人口1000人あたりの悪臭による苦情件数(SDGsローカル指標)	0.07人	0.06人
景観アドバイザー※2制度の活用件数(総振)	累計62件	累計90件
自治会清掃回収件数	323件	400件
市の事業・支援による蓄電池の蓄電容量(EV含む)【再掲】	5,484kWh	12,800kWh
多面的機能支払交付金事業※3活用団体数	8件	10件

※1：地方創生SDGsローカル指標のことで、自治体におけるSDGsの取組の進捗状況を計測するために使用することを目的として、国の「自治体SDGs推進評価・調査検討会」が提案しているもの

※2：越谷市景観条例に基づき、景観形成基準の運用や公共施設の整備における景観形成において、技術的・専門的な助言を行うアドバイザーのこと

※3：水路、農道、ため池、法面等、農業を支える共用の設備を維持管理するための地域の共同作業に支払われる交付金のこと

■関連計画

- 越谷市一般廃棄物処理基本計画
- 越谷市都市計画マスタープラン
- 越谷市景観計画
- 越谷市教育振興基本計画

■取組が貢献するSDGsの該当ゴール



(2) 施策展開

具体的目標の達成に向けて、生活環境を保全すること、都市景観の形成と歴史ある景観を保全すること、災害に柔軟に対応できるまちづくりを推進することが必要となることから、次の3つの取組の方向性に基づき、施策を展開します。

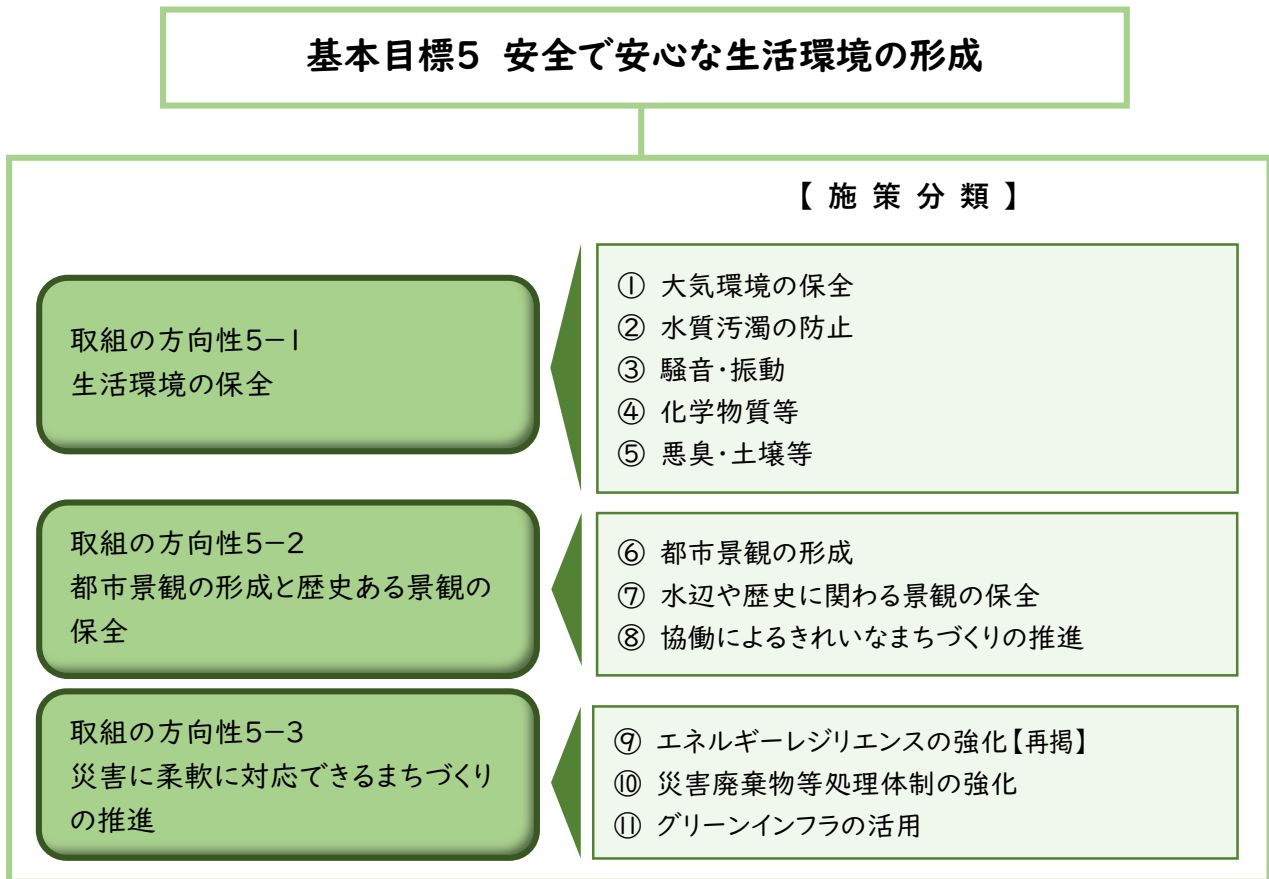


図 施策展開の体系図

取組の方向性5-1 生活環境の保全

大気、水質、騒音・振動、化学物質、悪臭・土壌などのさまざまな観点から、生活環境の保全に取り組めます。

① 大気環境の保全

市の大気環境の保全のために、大気汚染常時監視測定や情報提供を行うとともに、規制基準を遵守していない事業所などに対して立入調査や改善指導を行います。また、公共交通の利用促進、電動車やハイブリッド車、燃料電池車などのエコカーの普及促進、都市計画道路のネットワーク化などの交通対策を実施します。

取組項目	実施施策	担当課
環境基準項目の測定・情報提供	大気汚染常時監視測定の実施	環境政策課

事業所の監視・指導	規制基準等の遵守指導のための事業所等への立入調査の実施	環境政策課
	規制基準等を遵守していない事業所等に対する改善指導	環境政策課
交通対策の実施	公共交通の利用促進	都市計画課
	電動車(EV、PHEV)やハイブリッド車、燃料電池車などの普及促進	環境政策課
	都市計画道路のネットワーク化	道路建設課

② 水質汚濁の防止

市の水質汚濁の防止のために、河川などの公共用水域の環境測定を行うとともに、規制基準を遵守していない事業所などに対して立入調査や改善指導を行います。また、生活排水対策として、水洗化の促進、合併処理浄化槽への転換促進、浄化槽の適正な維持管理の啓発・指導などを実施します。

取組項目	実施施策	担当課
環境基準項目の測定・情報提供	河川等の公共用水域の環境測定の実施	環境政策課
事業所の監視・指導【再掲】	規制基準等の遵守指導のための事業所等への立入調査の実施【再掲】	環境政策課
	規制基準等を遵守していない事業所等に対する改善指導【再掲】	環境政策課
生活排水対策の実施【再掲】	水洗化の促進【再掲】	下水道経営課
	単独処理浄化槽・し尿汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換促進【再掲】	資源循環推進課
	浄化槽の適正な維持管理の啓発・指導【再掲】	資源循環推進課

③ 騒音・振動

市の騒音・振動の防止のために、道路交通騒音測定を行うとともに、事業計画段階での規制による未然防止や規制基準などを遵守していない事業所などに対して指導を行います。

取組項目	実施施策	担当課
環境基準項目の測定・情報提供	道路交通騒音測定の実施	環境政策課
事業所の監視・指導	事業計画段階での規制基準等の遵守や周辺に配慮した事業活動の要請による騒音・振動の未然防止	環境政策課
	規制基準等を遵守していない事業所等に対する改善指導	環境政策課

④ 化学物質等

市の化学物質などの適正管理のために、ダイオキシン類の測定や化学物質の排出量・取扱量などの公表、放射線量測定などを実施します。また、野外焼却、不適正焼却炉によるごみ焼却防止の指導などを行います。

取組項目	実施施策	担当課
環境基準項目の測定・情報提供	環境中（大気、河川、土壌等）のダイオキシン類の測定の実施	環境政策課
	事業者からの報告値の集計による、越谷市における化学物質の排出量・取扱量等の公表	環境政策課
	近隣市町と連携した放射線量測定等の継続	環境政策課
不適正焼却の指導	野外焼却、不適正焼却炉によるごみ焼却防止の指導	環境政策課・廃棄物指導課

⑤ 悪臭・土壌等

市の悪臭の防止や土壌の保全のために、悪臭・土壌などに関する法令や規制基準などに基づく事業者への指導、要請などを行います。

取組項目	実施施策	担当課
事業所の監視・指導	（土壌）法令に基づく措置のための適正な手続きの指導	環境政策課
	（悪臭）事業計画の段階で規制基準等の遵守や周辺に配慮した事業活動の要請による悪臭苦情の未然防止	環境政策課
	（悪臭）規制基準等を遵守していない事業所に対する改善指導	環境政策課

取組の方向性 5-2 都市景観の形成と歴史ある景観の保全

越谷の都市と自然の共存した都市景観を形成しつつ、水辺や歴史に関わる景観を保全し、市・事業者・市民の協働によるきれいなまちづくりを推進します。

⑥ 都市景観の形成

越谷の都市と自然の共存した都市景観の形成のために、建築物の形態・色彩・緑化などの誘導や景観に配慮した公共公益施設の整備、屋外広告物の規制などを行います。

取組項目	実施施策	担当課
景観への配慮	景観に配慮した建築物等の形態・色彩・緑化等の誘導	都市計画課
	景観に配慮した公共公益施設の整備	都市計画課
	屋外広告物の規制、違反広告物の撤去活動の実施	都市計画課

⑦ 水辺や歴史に関わる景観の保全

本市には、先人から脈々と受け継いできた文化や歴史的な資源、越谷ならではの景観や街並みが存在します。これらの越谷らしい水辺の景観や歴史的資源の調査・保全・活用などを行っていきます。

取組項目	実施施策	担当課
水辺の景観の保全・活用	越谷らしい景観の保全・活用	都市計画課
歴史的資源の保全・活用	文化財の調査・保存・活用	生涯学習課
	特色ある伝統文化の振興	生涯学習課



図 越谷久伊豆神社 出典) 越谷市

⑧ 協働によるきれいなまちづくりの推進

きれいなまちづくりを推進するため、監視カメラを活用した監視体制の構築や、行為者に対する指導などにより不法投棄の防止に努めます。また、市民や事業者とともにまちのクリーン活動の実施、公園や緑道の維持管理などを通じた美化活動を推進します。

取組項目	実施施策	担当課
不法投棄の防止	不法投棄の防止	資源循環推進課・ 廃棄物指導課
	監視カメラを活用した監視体制の構築	廃棄物指導課
	行為者に対する指導	廃棄物指導課
市民参加による美化活動の推進	児童・生徒が学校、家庭、地域における実際の生活の中で主体的に参加できるクリーン活動の促進	学校教育部指導課
	ごみ集積所の維持管理活動の推進	資源循環推進課
	地域清掃活動の推進	資源循環推進課
	市民参加による河川清掃活動の支援	環境政策課・ 河川課
	越谷市まちをきれいにする条例の啓発	資源循環推進課
	維持活動団体など市民との協働による適切な公園や緑道の維持管理	公園緑地課

取組の方向性 5-3 災害に柔軟に対応できるまちづくりの推進

災害に対して強くしなやかな市民生活の実現を図るため、エネルギーレジリエンスの強化、災害廃棄物など処理体制の強化、グリーンインフラの活用を図ります。

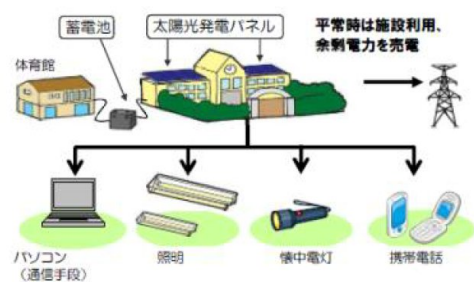
⑨ エネルギーレジリエンスの強化【再掲】

国では、平成26年(2014年)に大規模自然災害などに備えた国土の全域にわたる強靱な国造りの推進を目的とした国土強靱化基本計画を策定しました。本市でも、災害に対して強くしなやかな市民生活の実現を図るため、蓄電池の導入拡大や災害時における再生可能エネルギーの活用、事業者との連携によりエネルギーレジリエンスを強化します。

取組項目	実施施策	担当課
蓄電池の導入拡大【再掲】	家庭への蓄電池設置の推進【再掲】	環境政策課
	事業者への蓄電池設置の推進【再掲】	環境政策課
	公共施設への蓄電池設置の促進【再掲】	営繕課・全庁
	公用車への電動車 (EV、PHEV) 導入推進【再掲】	環境政策課・全庁
	電動車 (EV、PHEV) 普及のための支援検討 (充電スポット設置、導入補助実施)【再掲】	環境政策課
災害時における再生可能エネルギーの活用【再掲】	避難場所への太陽電池式照明灯などの設置【再掲】	危機管理室
	電動車 (EV、PHEV) 等と公共施設・太陽光発電設備との連携の検討【再掲】	環境政策課・全庁
事業者との連携強化【再掲】	災害時の再生可能エネルギー電力の提供に向けた取組促進【再掲】	環境政策課・危機管理室



地域の自立分散型電源 (ごみ発電、メガソーラー)



自立分散型電源を備えた避難所 (市立学校164校)



EV・PHVで使う or 電源で使う



外部給電装置 (HEH55)

電気自動車から学校に設置した蓄電池へ**継ぎ足し充電**を可能とする機器を設置 (H27)

図 災害時におけるEV・PHEVの電源活用の事例(さいたま市 E-KIZUNA Project)
出典) さいたま市

⑩ 災害廃棄物等処理体制の強化

災害が発生した場合における災害廃棄物処理体制の強化として、災害廃棄物処理計画や業務マニュアルの見直し、災害時のごみの排出方法などの周知、災害廃棄物収集運搬などの事業者及び他自治体との連携強化を図ります。

取組項目	実施施策	担当課
	災害廃棄物処理計画や業務マニュアルの見直し	資源循環推進課
	災害廃棄物処理への備え	資源循環推進課

災害廃棄物 等処理体制の 強化	災害時のごみの排出方法等の広報	資源循環推進課
	災害廃棄物収集運搬等に係る事業者との協力体制の構築	資源循環推進課
	他自治体との相互支援体制の強化	資源循環推進課

① グリーンインフラの活用

本市の農地などの遊水機能を活用した水害対策を実施するため、農地の多面的機能への理解を促進するとともに、水田の遊水機能の活用を検討します。

取組項目	実施施策	担当課
農地等の遊水 機能を活用し た水害対策の 実施【再掲】	農地の多面的機能への理解促進【再掲】	農業振興課
	水田の遊水機能活用の検討【再掲】	農業振興課

基本目標6 人づくり、参加・協働

(1) 具体的目標

市内の全ての関係者の参加と協働を促し、一丸となって取り組みます。そのため、行政は、他の関係者が行政事業に積極的に参加・協働できる場・仕組み作りを進めます。市民や事業者は環境やSDGsに対する正しい理解を深め、行政事業に積極的に参加・協働します。

■環境指標



■取組指標

取組指標	現況値 令和6年度 (2024年度)	目標値 令和12年度 (2030年度)
環境・SDGs 学習の実施校数	44校	44校
環境・SDGs に関する取組件数(総振)	29件	32件
環境・SDGs イベント参加者数	4,783人	10,000人
こしがやSDGsパートナー ^{※2} への登録者数	202人	350人
こしがやSDGsパートナー交流会への参加者数	94人	350人
環境に配慮された商品を選んで購入している割合 ^{※3}	33.7%	39%

※1：市政世論調査で、環境や環境の取組への関心度が高いと回答した市民の割合

※2：SDGsの理念に基づき、越谷市におけるSDGsの達成等にご貢献することを宣言した企業・団体等のこと

※3：市政世論調査で、環境に配慮された商品を選んで購入すると回答した市民の割合

■関連計画

- 越谷市教育振興基本計画
- 越谷市一般廃棄物処理基本計画
- 越谷市都市農業推進基本計画
- 越谷市中小企業振興計画

■取組が貢献するSDGsの該当ゴール



(2) 施策展開

具体的目標の達成に向けて、環境・SDGs 教育を推進すること、環境・SDGs 活動を推進すること、環境・SDGs に配慮した消費行動を喚起することが必要となることから、次の3つの取組の方向性に基づき、施策を展開します。

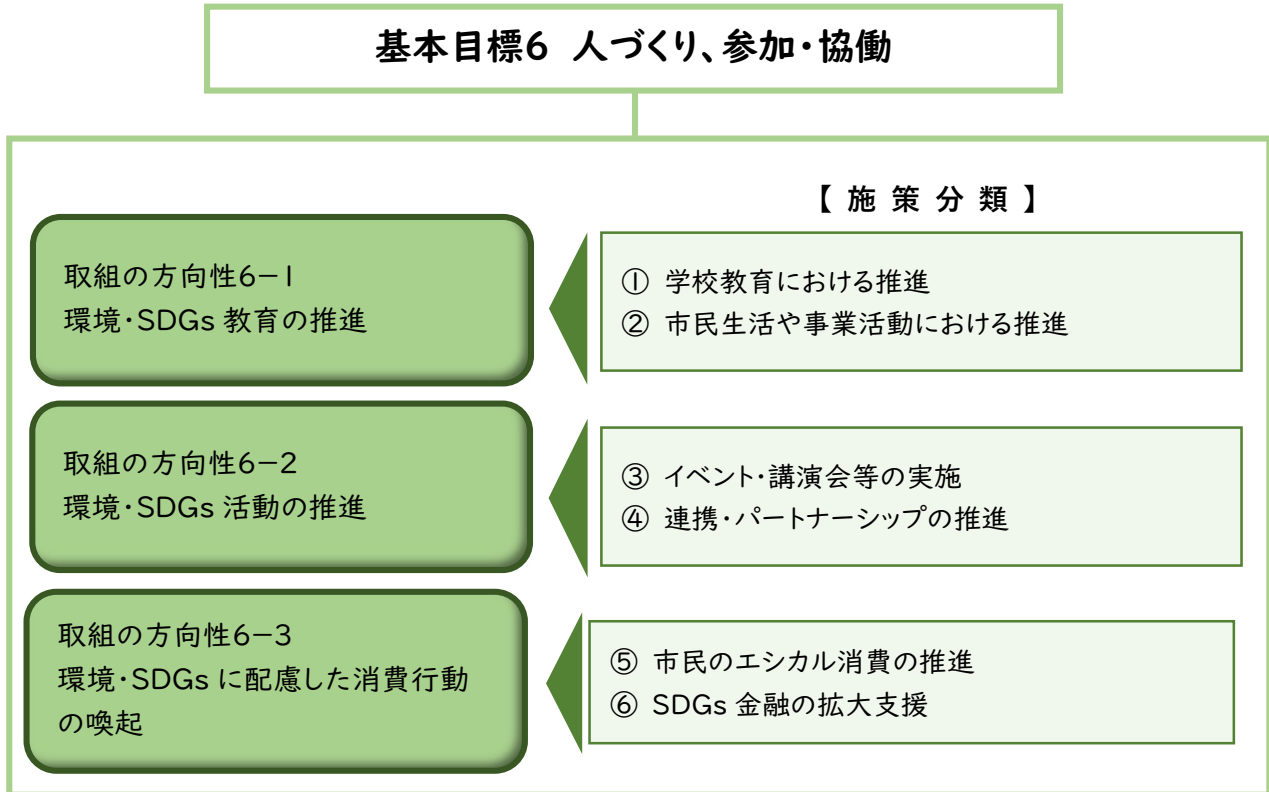


図 施策展開の体系図

取組の方向性 6-1 環境・SDGs 教育の推進

学校教育のほか、市民生活や事業活動における環境・SDGs 教育を推進します。

① 学校教育における推進

学校教育における環境・SDGs 教育の推進のため、環境教育資料「しらこぼと」など環境教育資料の充実・作成、教員向け研修会の実施を通して環境・SDGs 教育の学習プログラム・教材の充実を図ります。また、科学体験やビオトープの活用などを通じた環境保全・生物多様性に関する体験学習、リサイクルプラザの施設見学会や出前授業での食品ロス削減に対する意識啓発などを支援し、学校での環境・SDGs 教育を推進します。

取組項目	実施施策	担当課
学習プログラム・教材の作成	環境教育資料「しらこぼと」の充実と効果的な情報発信	学校教育部指導課
	学校・地域での地球温暖化に関する学習会の実施【再掲】	環境政策課
	環境教育推進プラン作成による計画的な環境教育の推進	学校教育部指導課
	小学校で活用する環境教育資料の作成・情報発信及び学習活動用図鑑の発行【再掲】	学校教育部指導課
	教員向け研修会の実施【再掲】	学校教育部指導課

取組項目	実施施策	担当課
学校での環境・SDGs教育の推進	リサイクル活動、クリーン活動等について主体的に考え、実践する児童、生徒の育成	学校教育部指導課
	学校への出前授業や環境教育支援	環境政策課
	ビオトープを活用した小学校向け指標生物調査プログラムの実施	学校教育部指導課
	環境保全、生物多様性に関する体験学習の実施	学校教育部指導課
	公共施設等を活用した体験活動等の実施	学校教育部指導課

② 市民生活や事業活動における推進

市民生活や事業活動における環境・SDGs 学習の推進のために、環境白書や広報誌、市のホームページを通じた情報発信や環境イベントなどの開催を通して普及啓発・情報提供を行い、市民や事業者の環境意識の向上に努めます。また、市職員向けの研修実施や、環境サポーターの育成などにより環境・SDGs 活動を推進する人材の育成を行います。

取組項目	実施施策	担当課
環境・SDGs活動推進に向けた普及啓発・情報提供	環境白書や広報誌・ホームページ等を活用した啓発・情報発信	環境政策課
	リサイクルプラザ等を活用した環境イベント等の開催	資源循環推進課
	農地の多面的機能への理解促進【再掲】	農業振興課
人材育成	新しい状況に対応していくための行政職員向けの研修の実施	環境政策課
	生物・環境に係る科学体験事業の実施	こども政策課
	環境サポーターの育成	環境政策課
	環境への意識を持つ市民の参加機会の創出	環境政策課

取組の方向性 6-2 環境・SDGs 活動の推進

イベント・講演会などの実施や、連携・パートナーシップの推進を通して、環境・SDGs 活動の推進を図ります。

③ イベント・講演会等の実施

本計画やSDGsの目標の達成には、市民や事業者、関係機関など一人ひとりがそれぞれの役割を果たすとともに、連携を深めて取り組むことが必要になります。市民・事業者が本計画やSDGsの目標や目標達成の重要性を理解し認識してもらうため、市は地域の関係機関と連携し環境保全や地球温暖化に関するイベント・講演会の開催や環境・SDGs活動の発表機会の提供などを行います。

取組項目	実施施策	担当課
イベント・講演会等の実施	在来種の保全に向けた活動の実施【再掲】	環境政策課
	学校・地域での地球温暖化に関する学習会の実施【再掲】	環境政策課
	森林保全を目指した木育・森林環境教育の推進【再掲】	環境政策課

取組項目	実施施策	担当課
	講演・勉強会等による周知啓発【再掲】	環境政策課
	地域と連携した環境保全活動の推進	学校教育部指導課
	環境・SDGs 活動の発表機会の提供	環境政策課



SDGs パートナー交流会



小中学校出前授業



大相模調節池水生生物調査

④ 連携・パートナーシップの推進

SDGs の目標達成に向けては、行政だけでなく、市民や事業者による SDGs の取組が展開されることが必要です。そのため、市は、SDGs の達成等に貢献することを宣言した企業・団体等を登録する「こしがや SDGs パートナー制度」を運用するとともに、市民や事業者の交流機会の創出に取り組みます。

また、市内の中小事による環境マネジメントが進むよう、環境認証制度の普及啓発を行うほか、市民・事業者・行政による連携体制を検討します。

取組項目	実施施策	担当課
SDGs パートナー制度の実施	こしがやSDGsパートナー制度の運用【再掲】	環境政策課
	環境・SDGs活動における市民・事業者の交流機会の創出	環境政策課
	市民・事業者による環境・SDGs 活動の取組事例の情報提供	環境政策課
事業者による環境マネジメントの取組支援	事業所向け環境認証制度の普及啓発【再掲】	環境政策課
市民・事業者・行政による連携体制の検討	市民・事業者・行政の連携促進	環境政策課

取組の方向性 6-3 環境・SDGs に配慮した消費行動の喚起

市民一人ひとりの環境・SDGs に配慮した消費行動を喚起するとともに、SDGs 金融の普及を図ります。

⑤ 市民のエシカル消費の推進

環境・SDGs の推進には、市民一人ひとりが「エシカル消費」という考え方に基づいて、環境や社会に配慮して生産された製品やサービスを購入する消費行動を取るなどの行動変容が必要です。そのため、市は具体的には、リーフレットの配布や出張講座等による市民のエシカル消費の普及啓発とともに、脱

炭素につながる行動変容を促す国民運動「デコ活」の推進に取り組むほか、プラスチック・スマート、食品ロスの削減、地産地消などの活動を推進します。

取組項目	実施施策	担当課
エシカル消費の普及啓発	リーフレット配布、出張講座等による普及啓発	環境政策課・市民相談課
「デコ活」の推進【再掲】	環境負荷の少ない製品・サービスの選択（グリーン購入等）の実施・普及【再掲】	環境政策課
	環境に配慮したライフスタイルの選択・省エネルギー行動の普及【再掲】	環境政策課
プラスチックごみの発生抑制【再掲】	プラスチック・スマートの推進【再掲】	資源循環推進課
食品ロスの削減【再掲】	食品ロスの削減に関する普及啓発の強化【再掲】	資源循環推進課
	消費者による適正量購入等の推進【再掲】	資源循環推進課
	フードドライブ等による未利用食品の有効活用（回収拠点の拡充、災害救助物資の有効活用など）【再掲】	資源循環推進課
地産地消の推進	農産物等の情報発信の実施【再掲】	農業振興課
	学校給食等での地場農産物の活用【再掲】	給食課・農業振興課

⑥ SDGs 金融の拡大支援

地域の資金を SDGs への貢献を重視する地域事業者に還流させることができれば、地域における SDGs 達成に向けた取組を加速させ、より一層の地方創生に繋げることが期待できます。そこで、SDGs 金融の拡大支援として、市による SDGs 金融商品の活用などを検討します。

取組項目	実施施策	担当課
SDGs 金融の普及	市による SDGs 金融商品の活用	環境政策課・関係課所